

監獄協會雜誌

第貳拾八卷
第拾貳號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便特認可(監獄協會雜誌)第八卷第十一號(大正四年十一月二十日發行每月一圓二十日發行)

明治二十七年二月二十六日第三種郵便特認可
明治二十七年二月二十六日第三種郵便特認可

(大正四年十一月二十日發行)
(十二月二十日發行)

監獄協會雜誌第二十八卷第十二號目次

○論 說	我國に於ける犯罪少年の統計	司法省 監獄局長 谷田三郎	(一七頁)							
○講 演	門外漢の觀たる監獄	典獄 寺崎勝治	(一七頁)							
○統 計	在監人の疾患に就て(承前)	二階堂保則	(三三頁)							
○說 林	小供裁判所の補助機關	女子の刑事上責任能力	○虚言の ○鑑定法	○長所と短所	○監獄銀行	○裁判所に心理學主任を ○附置	○咳嗽の療法	○自殺論	○信念の要義	(五三頁)
○談 叢	大禮に関する感興談	(六〇頁)								
○雜 纂	漫錄他山の石(承前)	(六六頁)								
○寄 書	監獄衛生雜感	金澤 石崎 貧樂	(六八頁)							
○服 裝	未成年者の處遇に就て	典獄補 兒島三郎	齊							
○通 信	時事だより	(八二頁)								
○保 護	愛媛保護會の近況	(八三頁)								
	保護上の機宜を失した實例	平 陽 生								
	新潟縣出獄人保護會報告									
	鹿兒島保護協會近況									
	岩手縣管内出獄人保護事業									
	大分に於ける保護事業の概況									
	福島紀念講演會									
○彙 報	監獄協會會報	(九一頁)								
○叙 任	贈與金	(九三頁)								
○會 報	輔成會會報	(九三頁)								
○司 法 省 監 獄 公 文	其後の加盟保護會	支部増設	○事務所移轉	(九五頁)						

監獄協會雜誌第貳拾八卷第十二號

論 說

我國に於ける犯罪少年の統計

(大正四年四月二十四日感化院長會議に於ける講演の一節)

司法省監獄局長 谷田三郎述

本節の説明は之を二段に分ち、第一段には最近數年間に於ける犯罪少年の近況を叙し、第二段には大正三年八月一日現在の不良少年の状態を述べる積りであります。

先づ最近數年間に於ける少年犯罪人の數はどの位ある乎を調べて見ると其結果は左の通りである。

(1) 司法處分を受けたる犯罪少年、明治四十四年より大正二年に至る三年間に裁

判所及び検事局に於て司法處分を受けた犯罪少年の總數は二十萬九千三百六十七人で、一年平均六萬九千七百八十九人である。

(2) 裁判所に於て有罪の確定判決を受けたる犯罪少年、前項に示した所は刑法犯たるを特別法犯たるを問はず且つ檢事處分が起訴に終りたるを不起訴に終りたるに關らず、又判決の結果が有罪となりたるを無罪となりたるを論ぜず、總て司法處分に係つたものを含んで居るのであるが、今其範圍を刑法犯に付て有罪の確定判決を受けた者のみに制限して見ると、——刑法犯とは特別法犯に對する名稱で刑法に規定したる罪を謂ひ、特別法犯は主として警察犯を謂ふ即ち前者は比較的重き罪の性質を有し、後者は軽い性質を有つて居るものである。——明治四十二年より大正二年に至る五年間の少年受刑者は一年平均九千七百人で、總受刑人員に對照して百分歩合を見ると、其八分九厘九毛に當るのである。

(3) 新に入監したる犯罪少年、前よりは一層範圍を縮少し、自由刑の確定判決を受けて、監獄に拘禁せられたる少年受刑者の數のみを見るに、明治四十二年より大

正二年に至る五年間の入監人員は一年平均六千四百八十四人で、總新入監人員に對する百分歩合は一割一分九厘となるのであります。

是に由て觀ますれば、近時我國に於ては年々約七萬人の犯罪少年が公の處分を受けるのであつて、其内約一萬人は刑法犯即ち比較的重き罪に因て罰せられ、而して其受刑者の中六千人以上は監獄に送らるのである。此數は總受刑者の十分の一強に當るのであるから、犯罪界に於ける人口の一割強は實に未成年者の占むる所である。今試に(1)表に掲げたる少年犯罪者の數と、我國の人口中十五歳以上二十歳未滿の未成年者とを比較するに、——犯罪責任能力は法律上十四歳を以て始まるに付き如上の比較を試みるに付ても年齢範圍を十四歳以上二十歳未滿と定むべきは當然なれども我國の人口統計には十四歳の者を計上せざる故、已むを得ず十五歳以上として計算す——其の歩合は人口百人に付一人五七の割であります。右に列擧した三様の統計中(2)表及び(3)表の上では少年受刑者の數が逐年減じて行くのであるから、此二表のみを一見するときには我國に於ける少年の犯罪人は追々少なくなるやうな感あるを免かれぬであらう、併しながら犯罪少年の全部を網

羅して居る(1)表の示す所では、少年犯罪者の數は減少せぬのみか、寧ろ増加しつゝあると謂はなければならぬ、何故に犯罪者の數が増加しつゝあるに拘らず、受刑者の數は減つて行くかと云ふに、其重なる原因は檢察官の苦心に在るのである、即ち近年我國の檢事局は犯罪少年の檢舉に就き緊縮の方針を採り、已むを得ざる場合の外は起訴猶豫又は微罪不檢舉の名義の下に不起訴處分を勵行し成るべく少年を裁判所の審判に懸けぬ様に努めて居る、檢事が右様の方針を採る結果、年々不起訴の數が増加するのと反比例に、受刑者の數が減少して來るのである、左に累年の不起訴處分表を掲げて此事跡を證明する。

年 度	不起訴人員
明治四十四年	一二、六八五
大正元年	一五、七三八
同 二 年	一八、二〇二

以上舉示したる各種の統計に據て我國少年犯罪界の消息を察すれば、少年犯罪者は更に減退の模様なく、却て増加の勢を呈しつゝある事實を知るに足るでありませう。

少年犯罪者の員數と少年犯罪界の趨勢とを略述致しましたから、更に進んで少年受刑者を十六歳未満の者と十六歳以上二十歳未満の者との二種に區別し、其割合を取調べて見るに、明治四十二年より大正二年に至る五年間に於て刑法犯に因り有罪の確定判決を受けたる少年受刑者の中、十六歳未満の者は一ヶ年平均千八百四十八人、十六歳以上二十歳未満の者の同平均數は八千六百六十六人で、其割合は十六歳未満の者一割一分強、十六歳以上二十歳未満の者八割九分弱となる、尙之を成年未成年を合せたる總受刑人員に比例すれば、十六歳未満の少年は總受刑者の一分〇一に當り、十六歳以上二十歳未満の者は其七分九八に當るのであります。

次に少年受刑者中、男女の割合を述べます、此事柄は裁判所と監獄の兩方面より觀察して見やうと思ふ。

(1) 刑法犯の少年受刑者、明治四十二年より大正二年に至る五年間に於て刑法犯に因り處斷せられたる少年受刑者の中、男性の分は一ヶ年の平均數八千七百三十六人、女性の分は同平均數九百六十三人で、男性が九割強、女性が一割弱である。

之を兩性の總受刑者と比較するに、男性の少年受刑者は男性の總受刑者百人中、八人九六の割合となり、女性の少年受刑者は女性の總受刑者百人中、九人二七の割合となる。則ち同性の總受刑者に對する比例に於ては、女性の方が男性よりも率が高いのである。序ながら申上ますが、成年未成年を合したる總受刑者に就て男女の比例を示せば、男八十九人に對し女十一人の割合であります。

(2) 新に入監したる少年受刑者、明治四十二年より大正二年に至る五年間に、既決囚として新に收監せられたる少年受刑者中、男性の分は一ヶ年の平均數五千八百八十六人、女性の分は同平均數五百九十八人で、男性が九割一分弱、女性が九分強の割合である。之れを兩性の總新入監者に比例すれば、男性の少年入監者は男性の總入監者の一割一分六八に當り、女性の少年入監者は女性の總入監者の一割五分七五に當り、是れ亦た女性の率が高いのである。但し成年未成年を通じたる總入監者の男女の割合は、男八十六人に對し女十四であります。

今度は罪質の上から少年の犯罪を觀察しやうと思ふ。夫は少年の犯罪にはどんな特徴がある乎と云ふ事に就て御話を致すのであります。

明治四十二年より大正二年に至る五年間を通じ、刑法犯の少年受刑者百人に付き犯した罪の種類に依て受刑人員の多寡を取調べ、各罪に對する受刑人員の割合を見出し、其割合に依て順位を附するときは次の様な結果になります。

順位	罪名	受刑人員百分歩合
一	竊盜	五〇・六
二	賭博富籤	二〇・三
三	詐欺恐喝	七・六
四	横領	五・〇
五	傷害	四・九
六	失火	二・三
七	放火	一・一
八	文書偽造	一・〇
九	墮胎	〇・八
十	殺人	〇・七

此表で見ると、竊盜が最も多いので、少年受刑者全體の半以上を占めて居ることが分かります。成年未成年を合せて總受刑者に就て罪質別の百分比例を取ると、賭博富籤が第一位で、百分の四五・一に當り、竊盜は第二位で、百分の二三・八に當て居る。ケトローの立てた原則に犯罪は竊盜に始まると申してありますが、此原則は我國に於ても統計上證明せられて居るのであります。又放火は少年受刑者に在ては第七位で、其歩合は一一であるが、總受刑者に在ては第十二位で、其歩合は〇・五である。放火の多いのも一年犯罪の特徴で、殊に我國に於ては少年の放火犯が著しく多いのである。放火罪のみに就て統計を取ると放火犯百人中其十九人三六は少年である。各罪に對する少年の加功歩合から言へば、各罪に對する少年の加功歩合とは或る種類の犯罪人百人の中幾人が少年であるか、其員數に相當する歩合を申すのです。竊盜に於て十九人四一、之れが加功歩合の側から見た第一順位で、放火は之に次で第二順位を占め、其數は前申す通り十九人三六であるから、竊盜と殆んど伯仲の間にあるのである。しかも累年の比較統計に依ると少年の放火犯は漸次増

加の傾があるのでありますから、此事は大に注意すべき現象であらうと考へます、之に反して賭博富籤に對する少年の加功歩合は百人中四人一二でありまして、加功歩合の順位から言へば第十一位に當るのである。是等が罪質の上から少年犯罪を観察して殊に著しい特徴と認めらるゝ點であります。

右の外少年の犯罪に關連する事項取り分け少年犯罪の原因に就て統計上色々申述度いこもありますが、一には私の有つて居る統計が不完全で、數字の正確を保證し難いこと、一には時間がありませんから、一般的の事柄は之にて陳述を省き、最後に本講話の主眼たる大正三年八月一日現在の不良少年の統計を御披露することに致します。

此統計は次の標準に依て不良少年を三類に分けて居る、第一類犯罪少年、之は刑罰法令に觸るゝ行爲即ち犯罪を爲した未成年者を指すのである、但し十四歳未満で刑法上犯罪の責任能力なき者と雖も刑罰法令に觸るゝ行爲を爲した者は此中に包含せしめてある。第二類、墮落少年、之は未だ犯罪を爲した確證はないが、品性劣悪素行不良にして犯罪を爲す危険ある者を指すのである。第三類、無監護少年、之は犯

罪又は墮落の確證なきも、一定の監護者がなく又は監護者があつても不適當若くは無能力にして監護の責を盡さざる爲め少年が放浪遺棄の無監護状態に置かれ、其儘に放任するときは漸次犯罪又は墮落に陥る危険のある種類を指すので、準不良少年と名づくべき者である、以上三種の少年を更に男女年齢所在に依て區分し、夫々其員數を示して居る、所在別とは第一類の者に在ては監獄に拘禁中か感化院に收容中か、不檢束かの別を謂ひ、第二類、第三類の者に在ては感化院收容か、不檢束かの別を謂ふのであります、以上申上げた所が此統計の立方であります、私は先づ第一類の犯罪少年から順次説明を致します。

第一類犯罪少年

大正三年八月一日現在の犯罪少年の總數は二萬三千二百八十八人でありまして、此犯罪少年と云ふ中には前に申した通り十四歳未満の者をも包含せしめてある、之を我國に於ける十歳以上二十歳未満の人口に比例するときは人口一萬に付二十四人五五となるのであります、二萬三千二百八十八人の犯罪少年を男女別に區分して見ると

男 二〇、七四五

女

二、五四三

で、其百分歩合は男八十九人一に對し女十人九となり、前に述べた最近五年間の統計の受刑者男女歩合と略ぼ相等しいのである、又之を十歳以上二十歳未満の同性の人口一萬に比例すると其歩合は男性に在ては四十三人、一四、女性に在ては五人四四となる。

次に年齢別にすると、左の如き結果を見る。

年齢範圍	員數	總數に對する百分歩合
十二歳未満	一、八八五	八・一
十二歳以上十四歳未満	三、二九八	一・二八
十四歳以上十八歳未満	九、五〇七	四〇・八
十八歳以上二十歳未満	八、九〇九	三八・三

此表に依れば刑法上犯罪能力なき十四歳未満の者は全數の二割を占めて居るのである、又之を同一年齡範圍の人口一萬に比例して歩合を見ると、十二歳未満の者は八人、八六、十二歳以上十四歳未満の者は十五人、一三、十四歳以上十八歳未満の者

は二十六人、三六、十八歳以上二十歳未満の者は五十人、〇六となるので、年齢の進むと共に犯罪率の高上することが誠に明かであります。

所在別に調査した結果は次のやうになる

所在	員數	總數に對する百分歩合
感化院に收容中	一、〇一九	四・四
監獄に拘禁中	三、四七二	一四・九
不檢束	一八、七九七	八〇・七

是に依て見ますれば我國に於ける二萬三千有餘の犯罪少年中感化院に收容せられて居る者は僅かに一千十九人即ち百分の四、四に過ぎないので、一萬八千七百九十七人即ち百分の八〇・七は野放しの儘彼等の運命に任せてあることが分かるのである。次に罪質別の統計を掲げます。此統計は昨年八月一日監獄に拘禁中の犯罪少年に就て取調べたものでありまして、感化院收容中の者竝に不檢束の者に就ては罪質の取調べが出来なかつたのであります。尙ほ此に掲げてない罪質のものもあるのであるが、夫れは極めて少數でありますから、煩を厭ふて此には唯だ重なる

罪名を員數の多いものから順次に配列したのであります。十歳未満の者の率は

順位	罪名	員數	未成年在監者總員數に對する百分歩合
1	竊盜	二、四四三	七〇・四
2	詐欺恐喝	二七二	七・八
3	放火	二〇二	五・八
4	横領	一六九	四・九
5	強盜	一一六	三・三
6	文書有價證券偽造	五〇	一・四
7	殺人	四九	一・四
8	傷害	四九	一・四
9	猥褻姦淫	三二	〇・九

此表を見ても、竊盜が最も多數で全數の七割以上を占めて居るのである。

第二類墮落少年

犯罪を爲したる確證なきも品性劣悪素行不良にして犯罪を爲す危険ある少年の

數は昨年八月一日の現在に於て合計五千二百十七人であり、之を男女別に致しますれば

年 齡 範 圍 員 數 總員數に對する歩合

十二歳未満 八二五 一五八一

十二歳以上十四歳未満 二、二三三 二、二三三

十四歳以上十八歳未満 二、〇五九 三、九四七

十八歳以上二十歳未満 一、二六八 二、二三九

同年齡範圍の人口十萬に比例すれば、十二歳未満の者は三八八八、十二歳以上十四歳未満の者は五九一〇、十四歳以上十八歳未満の者は五七七〇、十八歳以上二十歳未満の者は六五八六の歩合であつて、十八歳以上二十歳未満の者の率が

最も高いのである。

之を所在別に致しますと

所 在 男 女 計

感化院收容中 五三三 一九 五五二

不 檢 束 四、〇四六 六一九 四、六六五

第三類無監護少年

犯罪又は墮落の證據なきも放浪遺棄の無監護状態に在る爲め漸次犯罪又は墮落に陥るの虞ある準不良少年は昨年八月一日現在で總數七百六十六人で之れが男女別及び所在別は次の様に掲げられて在る。

所 在 男 女 計

感化院收容中 二五四 二五八

不 檢 束 四〇六 一〇二 五〇八

計

六六〇

一〇六

七六六

調査表に掲ぐる所では右のごとく無監護少年の数が僅かに七百六十六人と云ふことになつて居りますが是れは實際事實調査の局に當つた者が無監護少年なる意義を取り違へたか又は眞面目に調査を仕なかつた結果で、實際の員数は六百や八百の程度ではないと確信するのであります、私は自身で此事の事實調査を行つた譯ではありませんが、豫て東京の貧民窟の事情を見聞して知り得た所に依れば東京丈でも無監護状態の少年が數千あるべき筈である、之と同様前に掲げた墮落少年の數四千六百六十五人と云ふのも十分正確な數とは受取れませぬけれども報告を集成した結果が左様になつて居りますから、其儘御傳へ致して置きます。

(完)

講

演

門外漢の觀たる監獄

(承第廿八卷 第十一號)

○(安濃津地方裁判所檢事在職中大正三年十二月二十四日同所監獄に於て職員に對し爲したる講演の要領なり)

典獄 寺 崎 勝 治 述

演

(七一)

夫れから米國監獄は米國人を收容するを本位として居るから日本人を主として收容する監獄とは其趣きを異にしなければならぬ、即ち日本監獄と外國監獄と九州監獄と東北監獄とは違つて居ると思ひます、同一なる監獄法規に支配されて居りながら各別なる風を成して居るではなからうかと思はれます、故に一監獄が他の監獄に模倣せんとするには彼是の差別のある點を充分研究して見なければなりません、監獄と監獄との間に模倣の行はるゝばかりでなくして囚人と囚人との間にも種々の物真似が行はれて其監獄に拘禁されたものは其監獄の風に同化されるのであります、臨時に物真似をすることもあり絶へず真似をすることもあります、古參の者の言動を真似ることもあり、強い者の動作を真似

ることもありますが、故に善いことは模倣させて悪いことは模倣させぬ様にしなければなりません。夫れから監獄は多数の職員と囚人より成る設備であるから集合の法則に注意しなければならぬ、群衆の心理状態は特別なものでありまして此の事柄に關しては後に述ぶるを便利と信じますから茲に省略して置きます。

私が只今までは監獄を一つのものとして観察しましたが各囚人を各別に観察したらどうであらうか
第一に教育學上より觀察しませう

凡そ教育は教育者が被教育者に善良なる影響を與へんとする行爲でありまして成年者たる教師が未成年者たる兒童に向つて自己の精神を傳達する方法である、故に教師の人格や訓練の如何に依りまして種々の影響を與ふるものである、監獄も亦之と同様でありまして看守や看守長教師の行動が囚人に對して種々の影響を與ふるものでありますから役人は其一舉一動に注意を拂はなければならぬものと思ひます、昔の牢番や柵の番の如き思想を以て臨んでは善良なる影響を與へ以て囚人を感化せしむることは不可能であります

司獄官吏は囚人を教育するものである、誠心誠意なくんば囚人の感化は出來ない、月給さへ貰へば宜しい、其日課だけ了れば良い、其日を無事に過せば良いと云ふ考へでは職に忠實と云ふことが出

來ないばかりでなく囚人の感化は覺束ない、監獄の目的を達することは出來ない、どうしても此犯人は如何なる方法を以て改善するを得策とするや如何なる手段を以てするのが適切であるやを研究し假令百人中の一人でも改過遷善の實を擧げたならば一進歩と云はねばならぬ、努力の割合には成績の見るべきものがないのであるけれども手を換へ品を換へて改善の實を擧げさせなければならぬ、唯一日の時間を経過せば事足り月給を貰へば良いと云ふ考へでは到底囚人の改善などは期待することは出來ない、彼の商工業者の如きは大なる努力をして居る、種々の工夫もして居る、發明もして居る、又日本軍の青島陥落を見よ種々の方面より發明工夫して攻撃を爲し其結果遂に陥落せしめたるものであります、囚人の感化も同様でありまして種々工夫研究しなければ囚人を化して善人たらしむることは出來ないのであります、然らば如何にして教育すべきか、教育は之を普通教育と特別教育とに分けてお話しする方が便宜であらうと思はれます、普通教育は小學校中學校女學校であります、特別教育は盲啞者低能者白痴の教育又は孤兒院不良兒の感化院などあります、監獄も教育方面より觀察すれば特別教育に包含さるべきものと思ひます、而して普通教育は被教育者が無垢の未成年でもあるし又一定の階段を経て行きますからさまでの困難なくして有名な博士有爲の實業家を作ること出來るけれども規律なく節制なき放蕩無賴にして國法の禁を犯し刑餘の人となりたる囚人の教育は層一層の困難で

あつて殆んど不可能なりと斷するの外ないのである、併しながら十數犯の惡漢にして心機一轉して善良の人となつた例が澤山あるから何時如何なる動機で悔悟するかは神ならぬ身のこれを知ることが到底不能であります、故に感化不能教育困難の理由を以て之を捨てるのはどうかと思ひます人を感化し教育するには如何なる點に注意しなければならぬかお話しして見ませう

一 日本人の特質を考へて見なければならぬ、獨逸米國英國の制度を移して見やうと云ふ場合でも日本人と米人英人獨人とは何處が違ふか之を明かならしめ然る後に東北關東四國中國九州等皆特色があるが法令上一に取扱はなければならぬことは致し方ない、併し其法令に反せざる限りは東北人の特性九州人の特性を見て之に適應する様にしなければならぬ、例へば三重縣人は平凡であると言ふ人がある、或は然らん、反撥性がない、如何なる場合に於ても論難攻撃する様なことはない、男らしい處がない様に思はれる、風土氣候は伊勢人をして斯くならしめたものと思はれます、海も平凡である、山も何等の奇なく、川も細流のみで面かも利根筑後の如き荒い河流はない、夫れに氣候は極めて順當であるから遂に平々凡々の人を造つたではなからうか

其他人間は皆性格が違つて居つて、氣の短い人もある、遲鈍の人もある、激し易い人もありまして一樣でない、又順境に育つたもの、逆境に人となつたもの、教育あるもの教育なきもの、職業の種

類等で千差萬別であります故に此等のものを同一に取扱ふことは出来ない

二 田舎の人と都會の人と同一にすることは出来ない、田舎の人と都會の人とは言語舉動が違ふ、田舎の人は遲鈍の様であつて談話の分量も方面も狭い様に思はれる、都會の人は敏捷でありまして談話も廣くして且分量も多い様であります、之を同一に見ることは宜しくない

三 年齢に依り種々違ひます、老人は活動力の靜止せるものである、青年には希望あり未來あり前途あるけれども老年者には希望もなく未來もないのである、枯れ葉の如きものである流水の止つたやうなものである

(一) 新規のことを好まないのである、新らしきことを好まないし又新らしきことを解することは不能である、古きことは知り居るも新らしきことは忘却するのである

(二) 安逸を好む傾きを持つて居るのである、事々物々皆危険の如く感ずるから從來の行動と異なるものあれば危険思想として排斥するのである

(三) 事物を五月蠅く思ふ、それ故に複雑なることを好まない變化のあることを欲しないのである

(四) 見當違ひの世話を焼くものである

(五) 諂ふ者を好み反抗的態度を執る者を好まないものである受動的にして人より受くることを喜

び自己の意に合ふものを好み反抗的のものを好まないのである。要するに保守的にして進歩的でない固定的にして變化がないのである、此の心の作用を知らなければ老人を取扱ふことは不能ないのである、反之子供は變化を好むものでありまして暗示に感ぜ易く又總てのものを模倣せんとする考へが旺盛であります、併し子供の事に就いては他日を期して詳しく述べる積りであります

四 女性に特別なものは妊娠と月經でありまして何れも身體精神に著しき變化を起します、或る學者の調査に依りますと巴里に於ける巡查に反抗した罪に依り拘引された婦人八十名の中七十一名は月經期であつたと云ふことである、巴里市の商店に於て萬引をやつた五十六名の婦人中三十五名は月經期で十二名は受胎期であつたと云ふことである、月經の時妊娠の時は種々變化を起しますから監獄内に於ても之に注意しなければなりません、監獄醫も専門家であるから充分氣を付けるだらうが係りの役人も氣を付けなければ其出來事の由つて來る原因が身體の變化たるを知ることが出來ないと思ひます

五 賢愚に就いてお話しませう、天才とか利口とか云ふ人は賢明なること勿論にして別にお話しする必要もなからうと思ひます、唯體質の異帝例へば不具盲人啞者の如きもの精神の異常例へば白痴

痴愚魯鈍の如きは精神の薄弱なるものである、痴鈍、變り易きもの、病的の心配、曝暴、偏執、病的想像、病的虚言、強迫觀念を有するもの悖德、色情異常の如きは精神の低格なるものである、春期發動期の異常は一時的に精神に變狀を呈したものである、神經衰弱「ヒステリー」「ヒポコンドリー」の如きは神經兒に見る異常である、此點は人の賢愚を鑑別するに付き最も必要の事と信するのであります、而して身體精神の狀態を鑑別するには病理學生理學精神學の一斑を知るの必要あるから一週間に一度位監獄醫に其講義をして貰つてはどうかと思ふ、それから實驗として囚人に就き精神異狀者なりや否やを調査し尙ほ囚人の遺傳家庭教育環境既往の病症等を取調ぶる必要がある、此點に關しても専門家なる監獄醫と協議すれば完全なる方法を案出することが容易であると思ひます、以上一乃至五に申した通り個人の性格は違つて居る、而して之に對して精神を傳達するのが即ち感化である、精神の薄弱若くば精神の低格なるものにおいてはその傳達の不可能なものもありませうが熱誠と努力とを以て自己の精神を他人に植え付けねばならぬ、例へば勤勞とか努力とか節制とか克己とかの話をして致し成る程と思はしめ其通り實行すると云ふことになれば茲に精神の傳達が出來たと云はなければならぬ、教育感化の極致は即ち是れであります

第二生理學上の觀察を申します、

生理學は生活現象を研究する學問である、吾人の身體と精神とは離るべからざる關係を有するものであつて兩者は獨立して存在すべきものでない、健全なる身體に健全なる精神が宿ると云ふのは心身の相關々係を言ひ表はしたものである。「モルヒネ」を水と誤信せしめて注射すれば水の效力を生ずる反之水を「モルヒネ」と誤信せしめて注射すれば「モルヒネ」の效力を生ずるが如き事例は數々耳にする處にして心身相關の理を表はすものと思ひます、或る處に非常に弱い子供を持つた親があつた、其子供は他の子供と爭論を爲し毆打されて泣いて居るけれども毆打した子供を毆り返して來る元氣がない、其後にも同様の事があつた、親達は口惜しいので直ちに毆り返せと命じたが矢張り其勇氣がない、於茲其親達は其子供の體力を増進することに努め身體を強壯にした、其後其子供が他の子供と論争したが他の子供を組み伏せ勝利を得たので其親達は非常に喜んだと云ふ話がある、事喧嘩争論でありまして賞讃すべきものではないが身體と元氣との關係を證明し得らるゝことと思ひます

第三生物學上の觀察を述べます

生物は自己の生存と種族發展の本能を有するものでありまして之を全うする爲めに攻撃や防禦の機關を使用するのである、攻撃の爲め武器を使用するものあり即ち力、齒、爪、牙、毒の如きものである、策略を廻らすものあり即ち網罟の如きもの、隙を狙ふものあり蚤の睡眠の際に乗するが如きは其

一例である、防禦に就いては逃避するもの、虎の巧みに踪跡を晦ますが如き穴の中に隠るゝもの、水中に潜むもの、空中に飛ぶもの、墨汁を流すものは逃避の手段に外ならぬ、毒の注射や、發電をして防禦するものあり、保護色を有し敵の發見を免がるゝもの、警戒色を有し敵を近づけない様にするもの、擬態に巧みなるもの、細菌を殺害する等種々の攻防禦官を具へて居る、而して人類は如何、或る場合には武器を利用する時もないではないが、多くは知力を以て攻防の武器とするのである、刑事被告人が法律上事實上より防禦し尙ほ檢舉機關の不法行爲を主張して攻撃的防禦を爲すが如きは生物の本性を顯はしたものと見ることも出来ると思ひます、又囚人の逃走するのも、事物を隠蔽するのも、種々虚言を弄するのも詰り防禦方法ではなからうか、如此防禦の一方法として逃走隱蔽虚構等の事柄があるとしたならば初めより防禦方法を構せしめざる様にしなければならぬ、防禦設備の出來ない前に未發に豫防するのが得策である、更に之を小學校の状態に徴するに教場に於ける子供は「他所行き」の顔をして居るから操行善良なりや否や容易に鑑別することは出來ない、囚人も同様でありまして偽はらざる所、防禦のなき處、白粉の付けない處、「他所行き」にあらざる態度を見なければならぬ、司獄官吏の面前に於ては飾りのない處を見せるのは恐らく皆無であらうと思はれる、外國に於ける事例でありますが或る處で鷄鳥を盗まれたが犯人が知れぬので寺の僧に取調を依頼した、其僧は部落の人

を集合させ而して一同に向つて「是れで皆集りましたか鷺鳥を取つた人も来て居るか」と尋ねたら「ハイ」と答へたと云ふことである、何氣なく答へたのである、突然答へたのである、防禦のない處を襲はれたのである、如此事例を考へて見れば固性鑑別の機會は極めて少いのであつて至難の事であると思ひます

第四宗教學上の觀察をお話しします

宗教は吾人の歸依信仰である、神佛に對する畏敬の感情である神佛と現世との關係を論ずる教義は認識にあらずして信仰である、其信仰は一面に於ては神佛に對する儀禮となり他の一面に於ては信者の行動を支配する法則となる、私は宗教と云ふものを現實生活の自然の経過に依つて達することの出來ない一種の理想を思念し或る方法に因つて之に到達し得べしとの信念を起さしめ安心立命を得せしむることを云ふものと信じて居ります、併し現在の世界の経過に依り達し得べからざる理想なるものありやなしや、現在を外にして人生なるもの有りや無しや、神の國なるものありやなしや、不生不滅無爲寂滅の妙境なるもの有りや無しや、基督と云ひ、佛陀と云ひ、奇蹟や豫言を除いては幽玄なる哲理を知ることは出來ないのである、基督の十字架に登るや鎗を提げて迫れるもの、爲めに祈禱して曰く「爾の敵をも愛せよ」と是れ即ち上下二千歳東西三千里其行はるゝ處の天地に磅礴せる博愛の思想である、

物變り星移り其教が今は昔の様ではなからうが長へに世界歴史の一大要素であると云はねばならぬ、而して佛陀は衆生濟度の爲めに國君の尊位を抛ち現世の榮華を捨て、不斷の勤行を爲し生もなく死もなき一切苦境の繫縛を離れて無始無終の極樂淨土に到達したのである、極樂と云ふことに付て申して置きますが、或る武士が或る僧に向つて地獄極樂と云ふものがあるかと尋ねたら其僧は有ると答へた、其武士は有れば如何なるものが地獄で如何なるものが極樂か知つて居るかと質問した、僧は餘計なことを云ふな、黙れ汝の如き經節は相手にならぬと申した處が其武士は大に怒り一刀を手に取り僧を斬らんとした、其時僧は刀を抜いた時が地獄で其刀を鞘に納めた時が極樂であると申したと云ふことがある、地獄極樂とは斯様なことかも知れませぬ、而して佛陀の教を説くや、能く理を辨へるものには眞諦無二の説を爲し、學無きものには俗諦方便の教を垂れたのである、一代の救世主人滅して茲に三千年世道渝り人心移りて其名のみ残つて居るものもあらうが併し東西文明史上の一勢力たるを失はないのである、序に儒教に關し一言しますが儒教は現世に行ふべき徳教にして其基礎は常識に在りて其目的は實踐にあり修身に在り、治國に在り、故に宗教と云ふことは出來なからうと思はれます

第五心理學上の觀察を申します

司獄官の心理や囚人の心理を目的として研究することが出来る、併し茲には如此大問題を論ずるに

あらずして暗示習慣模倣を論じて見たい、模倣は後に譲り暗示と習慣を御話しませう

一 高位高官が巡回して一般に科刑が重いと評したそうすると漸次科刑が軽くなつたと假定する、此場合は暗示の作用であると云はねばならぬ、司獄官と囚人との間にも如此作用が生ずるのである

二 悪習慣を破つて良習慣を養成することに就き心理學の大家「ゼームス」教授及び福來博士の説を參酌し習慣及其養成法を述べませう

習慣とは経験の結果として生じたる強き聯合である、例へば菓子鉢の豆を見れば之を喰はない積りでも、手は何時の間にやら知らず識らず之を取つて口へ入れるのである、六つかしく云ふと即ち豆の知覺と手の運動と習慣的聯合があるからだと申さなければならぬ、禁酒したものゝ話しに酒を出さるゝと左の手が知らず識らず盃のある處に行く、氣が付いて手を膝の上に置くことが幾度もあると云はれたが前の菓子例と同様である、習慣を養成するには

一 強固なる決心を要するのである、例へば前例に於て左手が盃の方へ行つても盃を手にしてはいかぬ、牢乎として抜くべからざるの決心と忍耐とを以て決心を飄さん様にするのが肝要である

二 連続せる習慣を要するのである、最初強固なる決心を以て斷行しても一度例外を作れば舊に戻る虞れがあるから取除けの場合を作つてはいかぬ、如何なる事情があつても決心通り行ふべきで

あつて、而も繰り返して行はねばならぬ

三 機會を利用することを要するのである、決心を激勵すべき機會あらば之を見逃すべからず、例へば入監の爲め酒を斷つたならば出獄後如何なる事情があつても飲まぬこと、決心して之を行ふべきである、又病氣の爲め禁酒する必要あると假定せんか、此場合は逸すべからざる好機なるを以て斷然廢すべし、如何なる時と處とを問はず事情の如何を論せず飲んではいかぬ、斯くすれば酒を禁ずることが出来るのである

四 大なる努力を要するのである、例へば朝寢の習慣を矯むるには毎朝早く起き第二の天性となるまで大なる努力を以て練磨しなければ之を矯正することが出来ぬ

一例、賭博の常習者が數年賭博に手出しをしなかつたが、偶々路傍に於て博戲を爲し居たるものがあつた、初めの中は見えて居たが後には自分も之に加はり遂に逮捕されたと假定せんか、此場合に強固なる決心があつたならば其博戲を見ないのである、見たのは間違ひの元であつた、即ち如何なる事情あつてもそんな場所には立寄らぬことにするが良策である、其所に立寄らずに素通りするには自分で自分の心を抑壓しなければならぬ、見たいと思ふ心と見てはならぬと云ふ考へと競争するから見ないと云ふ考へが負ける様では結局見ることになるそれ故に見たいと思ふ心を抑

へ付けて素通りしなければならぬ。此間苦痛もある、不愉快もあるだらうが、夫れを忍ぶのが努力である、斷乎たる決心の實行である、良習慣を養ふ所以である、而して一度良き習慣が付けば見る氣も起らぬ、又見ても手出しをする氣にならぬ。

二例 竊盜罪を犯し入監の身となり數月の間鐵窓獄裡の人となり漸やく放免せられて家に歸つたが思ふ様に仕事はない食ふに困る、致し方なく又竊盜を犯し入監の身となつた、此場合に例令餓死しても人の物を取らぬと云ふ決心があつたならば竊盜をしない、又其決心を實行する爲め仕事を見出すのである、薄志弱行の結果監獄に逆戻りをする事に爲つたのである。

三例 無錢遊興をなし詐欺の罪に問はれ數ヶ月の久しき鐵窓の下に呻吟して滿期出獄し一ヶ月も經たぬ間に再び無錢遊興を爲し監獄へ逆戻りをするものがある、之れは全く酒を飲んで氣が大きくなつた爲めであるから監獄に居ると同様に酒を禁するより外に途がないのである。

第六社會學上の觀察をお話しします。

監獄は一の社會であるから模倣が行はれることは前に申した通りであります、其外暗示威光等の作用が起る、殊に群衆心理的現象の生ずるは勿論である。

一 模倣は前にも申した如く人眞似のことである、或る人の他の人に對する影響である、學者の説に

を依れば無意識的模倣より意識的模倣に移り意識的模倣より自覺的模倣に進むものと云ふことである、權威あるもの威勢あるもの、優力なるものを模倣せんとする傾きがある、囚人も亦事實上優勢なるものを無意識的に模倣せんとするが如き、看守や教誨師の言語舉動を旨目的に模倣せんとする如き傾向があるものと思はれる。

二 夫れから群衆心理に就いて少しく述べて見ませう。

佛國社會學者「ルボン」氏は「現代は群衆の時代なり」と云はれたが洵に至言であります、群衆の意義頗ぶる漠然にして群衆心理、群衆行動、集合心理と云ひ或は團體心理と名づけ其用語一様ではないが社會心理學上所謂群衆と云ふのは多數人類の集合したる場合にして其心理状態に特徴の認むべきものある場合に限局せられて居る、即ち集合したるもの、個人的性格は消滅して一體となり其思想及感情は一齊に特別の方向に進行する状態を云ふものである、故に茲に群衆とは感情に支配せられ心理的に一團と爲り行動するが如き状態を呈したる衆合を指して云ふのであります、彼の「ボーツマス」條約を非とし騷擾を惹起し、交番を燒燬し、官廳を襲撃し、新聞社を破壊し、帝都をして修羅の衢たらしめたる事件の如きは克く其心理状態を説明したものである、即ち日比谷原頭に於ける市民大會に集合したるものは外交の失敗、屈辱講和の聲を聞き不平の念を抱く市民なり不滿の

情ある民衆であるから少數辯士の言議を聴き講和の適當なりや否やを識別しない、「ボーツマス」條約以上の効果を收め得る餘地ありや否やを考察せず、法律違反の行爲なるや否やを顧慮しない、唯勢に乗じて衆人の爲す所に雷同したもので所謂群衆的現象と云はねばならぬ、群衆の心理状態を解剖しまするに集合せる個人は意識を失ひ思慮分別を缺き劣等なる思想感情は優勢となるのである、直裁にして深謀なく、理性に乏しく感情に制せられ、暗示に感じ易くなる、想像を逞うし着實の態度を缺くのである、模倣雷同に陥り批評的精神消失するものである、激昂し易く狂暴に陥り多數の協力を頼み責任の觀念を失ふのである、破壊的にして建設的行動に出でないのである、一時的にして永久的の考へはないのである、約言すれば單純性、輕信性想像性感受性憤怒性動搖性模倣性破壊性狂暴性は群衆的現象の特色である、監獄の工場教誨堂等或る集合體を容るゝ場所は此現象を考へて群衆的事件を未然に防止することを必要とするものである

此外四人の病理的現象に付てお話しする考へでありましたが前に此事に關し大略申述べましたから省略致します

以上申上げた如く種々の科學を應用し安濃津監獄をして帝國の模範監獄たらしめ獄政の最終目的を達せられんことを切望致します、臨終長時間御清聴せられたることを感謝致します。

統

三十一

在監人の疾患に就て(承前)

二 階堂 保 則

それから呼吸器の疾病であります、鼻及喉頭の病、それから氣管支炎、是は慢性氣管支と急性氣管支とを合せた數であります、それから肺炎及助膜炎其他の呼吸器病と之を合せまして四年平均は男三十四人四五女二十一人〇八であります、今は之だけ申て置きます

それから次に消化器の疾患就中胃の疾患は中々多くあります、日本人は常に植物食を取りますから從て胃の疾患が多いといふことを申します、それから腸カタル、是は餘り多くない但し此入監時の罹病者は殆ど皆活動者だといふことに常に注意して戴きたい、それから茲に痔疾といふ多いものがある、是は只痔疾と書いてあるから分りませぬが、一般に痔と稱せられるもの、中には消化器病であるものもありませんし、又血行器病である所の化膿性痔靜脈炎もありますし、それから肛門周圍の膿瘍は多くは結核性のものであると申します、此處では痔疾とのみ記されたものがある、是は中々少なからぬ數であり

ますが果して何に屬するか、聞く所によりますと日本人には肛門裂創が非常に多い、痔靜脈炎や痔核も無論あるにはあるが痔靜脈炎は餘り多くない、肛門裂創が最も多いと申します、どうしてそれが多いかといふと常習便秘にして硬便を排出することも大なる原因であるが、日本人の坐り方が肛門の周圍を壓迫するのも一の原因に爲ると言ふ人もある夫から日本人の食物として、魚肉を攝取することが多い爲め往々魚骨を嚥下する場合がある、それが胃や腸やを無事に通過して來たものが直腸に於て刺創を起すことがあるとか申します、それに因りても裂傷を起す場合があるといふことです、それから日本人の女に所謂痔が多いといふのは常習便秘の關係だと申します、即ち其結果として肛門裂創を起すことがある、それ故に日本人は非常に肛門の疾患が多いといふことをベルツ氏の如きは申して居ります、御承知の通りベルツ氏は獨逸人でありまして嘗ては獨逸に於て治療に従事しさうして日本に來てから又日本人の治療に従事した人でありますから其人の比較評論は大いに傾聽すべき値があると思ひます、而して入監時の痔患者を見ると男に多くして女に少い又其男女共に年によりて甚だ多少があるこれはドウいふ理由であるか茲にも例の診断の精粗があるのでないかと思ひます、次に肝臓病、腹膜炎、其他の腸病など何れも注意して見るべき値のあるものでありますが、孰れも少數でありますから取り立て、申しません。此處にもう一つ注意すべきものは腎臓炎であります、是は誠に少數で男の四年平均

が一人九二女は一層少なく〇人七六しかない是が果して實際であるか、腎臓炎であるかないかといふことは、尿の検査を爲して始めて證明せられるのでありますから、診断が緻密でなく、一々尿の検査を爲し得なかつたことがないか、尤も犯罪者に餘り老年の者が無い爲めかかも知れませんが、チト少な過ぎるやうにも思ふ、慢性腎臓炎患者は下肢に浮腫が来るやうになれば誰にも知れませんが左もないと勞働者などは自身には無病なるかのやうに思ふて居る者が多いやうですから、若し診断が密で一々尿の検査が行はれたならばモウ少し多くの腎臓炎が発見せられはせぬかと想像します、それから生殖器病、今までの各病とも男に多く女に少なかつたのが此處に來て女が多くなりました、是はなぜかといふと男の生殖器病は多く花柳病として算へられる、花柳病以外の生殖器の病は甚だ少ない、特別に結核性攝護腺炎を發したとか、若くは陰囊水腫を起したとかいふ花柳病以外の病原に因りて發した者を別として其の他は大抵花柳病であるから、男の生殖器病は多く花柳病に擧げられますが、女は子宮の疾患又は卵巢の疾患等にして花柳病でないものがある、尤もそれをも仔細に觀察しましたならば、子宮の疾患は多くは淋毒性のもので、恐らく其七〇%も八〇%もが淋毒であるといふことであります、併しそれを然るべく検査をしなければ判らぬ、女の子宮淋や膾淋が慢性子宮病腫病として生殖器病中に擧げられて居るものが多からうと思ひます、是も健康診断が綿密を缺いて居る一の證據であらうと思ふ而して

其他健康診断が追々粗になつて來たのであらうと思はれますことは此女の生殖器病が著しく減少する
で知れます、矢張内診を省略する爲めであるやうです

此處に非常に數の多いものがある是は皮膚病であります、皮膚病が入監者に 常に多い、四年平均の
男は九十八人八二(總數の一八%餘)女は二十三人九五(一〇%餘)であります、どうして斯う皮膚病が
多いか、其皮膚病は何であるかといふことは分らぬが、先づ皮膚病が多い、昔は犯罪人と疥癬は附物の
やうに語られた、併しそれは在監人のことであります、殊に此調査では寄生蟲病といふ項があります
から疥癬は此寄生蟲病の項に於て算へられてあるだらうと思ふ、それとも寄生蟲病といふのは十二指
腸蟲や糞蟲やの如き内臓寄生蟲のみを指したのかも知らぬか、私は一々糞便や血液の顯微的検査をし
て診断をしたものとは思はない、そうすれば内臓寄生蟲は診断のつかぬ筈である、大正二年中に横濱、
神戸、長崎の三港で海外渡航者の糞便検査を行ふた成績によれば既に其郷里に於て豫備検査に合格し
たものでありながら被検査者の三二・六九%に十二指腸蟲を認めたといふことであります、日本人に斯
の如く寄生蟲が多い殊に下層社會には多いであらうと思はれる、それが男の最も多い年でも一萬人中
十三人しかないといふことは眞實と思はれません、そうすれば此寄生蟲病といふのは内臓寄生蟲を指
したのではなくて疥癬の如き誰にも見える皮膚の寄生蟲などを指したものであらうと思ふ。それにし

ても十三人半が俄然一人に足らぬ少數になつたといふことが變でありますし男の平均が九人二一で女
の平均が一人三三であるのも餘り無意義過ぎますが今は追究せぬことにします、さてさうすると此皮
膚病は何か知らぬが頗る多いのであります、尤も下層の生活を爲して居る人は所謂粗らい生活を爲し
て居まして、自然に皮膚が非常に荒蕪せられますし皮膚の清潔も保たれませんから従て諸般の皮膚病
に罹り易いエクトツエマの如きを起し易い、入監者が既に皮膚病の多かるべき人々であるのに、検査の
方でも皮膚病は知り易い些細な皮膚の異常があつても之を見出すのは決して難くない、之を精確に診
断することは容易でなからうか概括的に皮膚病がある無いといふのは面倒でない、只手を出させて見
る、顔を出させて見る、其皮膚に何か異常があれば之を皮膚病と診断するのは頗る簡單なことである、
目のみで直ぐ見える所謂視診だけで概定せらるゝから従て斯様に多く擧げらるゝのでないかと思ふ、
是も診断が餘り綿密でない場合に他に超絶して皮膚病が多く見出されるのでないかと思ひます
最後の一つ變なものゝあるのは茲に自殺といふ一項があることです、入監時の罹病者中に自殺者があ
るのは平仄が合はないやうであるが、是は恐らく自殺の目的に自傷した者の收監せられたのであつた
らうと思ふ、其自殺が收監の理由であるか收監せらるべき理由に迫られて自殺を試みたのであるか、
それは不明であります

そこで以上を通覧した場合に誰でも直ぐに思ひ附けて怪まねばならぬことがある、それは何であるかといふと、此表を初から段々見て参りますと生殖器疾患に於て女が男を超過して居る、妊娠及産に關する疾患は男に絶無にして女にのみある、それからヒステリーも男には少なくて女に多い、大體以上を除外すると總てに於て女が皆少くて男が多い、どうして男の方が斯様に疾病に罹ることが多くて女には病氣に罹る者が少ないか、如何なる理由が茲に存するかといふ御不審があるだらうと思ふ、私にも頗る可笑しい誠に妙なことだと思ひました、それからもう一つ此表を作製した場合に直ぐに頭に感じたことは、一體茲に擧げられた入監者といふものがどんな年齢者であるかといふことである、年齢の長幼に依つて罹病の割合も疾病の性質も皆一々變らなければならぬ筈である、そこで先づ此疑問を解釋しやうと思ひまして、入監者の年齢別表を作製いたしました(此表も講演時には描畫圖となして掲げたり)

各性入監者の年齢別百分比例

年齢	男				女			
	四二年	四三年	四四年	以上四年均	四二年	四三年	四四年	以上四年均
二十歳未満	一一・九二	二二・〇〇	一〇・六四	二・五六	一一・五三	一六・〇〇	一五・九元	一五・九二
二十歳以上三十歳迄	三三・三三	三三・〇八	三三・一〇	三三・七七	三三・〇六	三三・六六	三三・七九	三三・八七

三十歳以上四十歳迄	二六・三三	二六・五二	二六・四四	二七・六六	二六・九二	二四・八三	三三・九九	三三・〇六	三三・七五	三三・五三
四十歳以上五十歳迄	一六・二六	一六・二四	一六・〇五	一五・五五	一九・九二	一八・九三	一八・九元	一八・九四	一八・九四	一八・九四
五十歳以上六十歳迄	七・六二	七・七六	八・三三	七・〇五	七・八三	一〇・四四	一〇・三六	一一・五九	一〇・九五	一〇・九五
六十歳以上	二・五五	二・五〇	二・五三	二・九元	二・四四	四・七五	五・二九	五・七二	四・九二	四・九二
計	一〇〇・〇〇									

入監者の男女の年齢分配が如何になつて居るか、是は各年の男女入監者を年齢別と爲し、さうして以上四年の平均を作りまして、六階級の粗らい別ちにして百分比例を算出したのであります、即ち如何の年齢者の入監することが多いかを知る爲めに之を作りまして、即ち之を見ますと直に異様の感が浮びますことがあります、それは何であるかといふと、入監者の女と男とを比較すると、女の年齢分配は男に比すれば平等的である、年少の者も年長の者も餘りに大差がない、男は如何であるかといふと甚だ不平等である、女の平等的なるに比すれば、男の不平等なることは著しいものであります、私は心私に此一事が女の罹病数が男よりも少ない理由を包有して居ぬかと考へたのであります……此年齢別表の各年齢の各年を仔細に見ますと増減の變化がありましてそれが犯罪統計の上には面白い事實のやうに思ひますが、今は其點に論及せずに罹病の關係のみ詮索します……なせ夫ならば年齢が平等的であれば罹病者を出すことが尠くなつて、さうして不平等である場合に罹病者を出すことが多いか、私は茲に至りて温故知新の材料を出さうと思ひます、それは何であるかといふと、全體如

何に人が病氣に罹るかといふことの數は誠に得難い、獨逸に於ては此問題を解するにいつもペツテンコーフェル氏の數を用ゐる、それは曾てペツテンコーフェル氏が調べた結果に依ると一人の死亡者がある、其一人毎に三十五人の重き罹病者がある、其罹病者の平均罹病日數は二十日であるといふ、それを基礎にするのであります、又英吉利に於ては醫事統計家……生命統計家として名あるファル氏の數を用ゐるそれは一人の死者がある場合には一年を通じて二人の病者があるといふのであります、ペ氏とフ氏には多少の差がありますが兎に角兩説を混ざると一人の死者ある毎に重き……平均二十人の罹病日數ある病者が三十五人病床に呻吟して居るか、輕重の病者が一年を通じて二人づゝあると言ふことになる、此係數が日本にも適用せられるかどうか、風土を異にし習慣を異にし、生活狀態の全然一致せざる日本に之を適用することは六ヶしいこと、思ふ、然らば日本でもさういふやうに學術的に調査したものがあつかいふに是まで私にはそれを見出すことが出来ませぬでした、唯一つ私の所謂温故知新の材料と申しますのは曾て北海道に屯田兵村の在りました當時今の男爵石黒忠憲閣下が陸軍省醫務局長で居られました、そうして種々なる統計を此屯田兵村に求められました、屯田兵村は御承知の通り老幼男女の共住して居るさうして頗る規律正しく生活し、而も官給でありますから生活に困難するやうなことはない、食物と土地と農具とを與へられて、家屋も與へられ、さうして其家屋も

健康に適したる構造に出来て居る、其上一兵村には必ず軍醫が配置されてさうして無料で全家族の疾病を診察治療してやる仕組になつて居ました、それ故に無論賣藥に治療を托する者もなく、固より開業醫が他から入込む者もありませんから、其擔任々々の軍醫官の帳簿に記載せられた事實は其兵村に於ける完全なる醫事統計の材料でありました、非常に有力なる材料であつたと私は信じます、私は其材料を嘗て石黒閣下から借覽して許しを得て二三謄寫して置きました所が其年齢の階級等に遺憾の點がいくつもありますが、其實數に遡つて見ることが出来ませんでしたので、遺憾ながら出来てあつた比例數を謄寫して置いたのに止まつて居ります、其中にはどういふ統計があるかといふと、斯んなものがある、年齢別と爲しました九階級の現在人員……此現在人員といふのは一ヶ年三百六十五日を平均した一日の平均現在人員……それに對して一ヶ年間に疾病に罹つた比例、並に死亡した比例、斯ういふものがあるのであります、私の謄寫して置きましたのは、明治二十三年から三十年までの八年間の事實で大分古いものではありませんが、其八ヶ年の平均を算出して見ますと決して棄てることのない有益の材料であります、即ち各年齢者が一ヶ年平均一日の現在者に對し一ヶ年間に幾何の罹病者を出すか其又死者の比例はドウであるか、左に列記いたします

自明治二十三年
至同三十年平均屯田兵村の年齢別罹病者及死亡者 (各性各年齢一年平均一日の人員千に付)

此屯田兵村の一日平均人員千に對する一ケ年間の罹病者の比例を見ますると男は八割六分女は七割一分罹病するさうして九階級に分つた各年齢者を見ますと、各罹病の割合が異なる一歳未満の者は餘り病氣に罹らない、一歳以上三歳迄の者は稍多く病氣に罹る、三歳以上七歳迄と、七歳以上十五歳までは最も罹病の比例が低い、十五歳以上二十歳迄は稍高くなる。二十歳以上四十歳迄といふところが男に於て非常に病氣に罹る者の數が高い、併し女は一向高くない、それから四十歳以上五十歳迄

年齢	罹病者		死亡者		付罹病者	
	男	女	男	女	男	女
一歳以上三歳迄	八二・七	七〇・三	三三・七	一三・七	空・八五	五・八五
三歳以上七歳迄	九二・〇	九二・四	一九・一	一九・三	五・九四	四・七四
七歳以上十五歳迄	七四・一	六六・〇	八・二	七・三	六・〇	九・〇五
十五歳以上二十歳迄	六二・六	五三・七	四・四	三・五	一四・七	一四・六七
二十歳以上四十歳迄	八七・六	七〇・三	三・七	三・七	三三・〇	三〇・四九
四十歳以上五十歳迄	一三三・二	七〇・六	一四・四	一九・九	七・六	三・一〇
五十歳以上六十歳迄	八三・〇	七〇・七	一〇・五	二・九	六・〇	五・九七
六十歳以上	八二・四	七〇・一	一九・八	一六・二	四・三	四・三
總計	七〇六	七〇四	六四・二	五九・九	二・七	三・六

は男は大に下り、五十歳以上六十歳までが略ぼ前階級と同じことで六十歳以上は又下ります、此上方二十歳以上四十歳迄の上り方が女に於て著しくないのは何故であるか、イヤ寧ろ男に非常に高くなるのが何故であるか、或は是が屯田兵村に於ける特種の事情を包含して居るのかも知れません、そこで此屯田兵村の統計が何ほどの信用を繋ぎ得るか、罹病の結果として死亡がある死亡の事實が信用し得らるゝものであれば其直接の因果關係ある罹病の事實も亦信用あるものとする事が出来る、それ故に私は茲に明治四十一年の年齢別人口に對する死亡比例を屯田兵村と同階級に作製し此決定の標準に供さうと思ひます

明治四十一年本籍人口年齢別死亡率(各性各年齢)

年齢	人口		死亡者		死亡率	
	男	女	男	女	男	女
一歳以上三歳迄	二〇八	二〇九	一五	一五	七・一	九・六
三歳以上七歳迄	二八五	二九六	二七	二七	八・三	一〇・五
七歳以上十五歳迄	二〇	二五	一	一	三・六	一・四
十五歳以上二十歳迄	三八	五一	一	一	二・六	一・七
二十歳以上四十歳迄	一八五	一九六	一	一	〇・五	〇・五
四十歳以上五十歳迄	二〇	二五	一	一	五・〇	四・〇
五十歳以上六十歳迄	二〇	二五	一	一	五・〇	四・〇
六十歳以上	二〇	二五	一	一	五・〇	四・〇
總計	二〇八	二〇九	一五	一五	七・一	九・六

此表は明治四十一年の本籍人口を屯田兵村の統計と同一年齢階級に爲しまして、之に四十一年の死亡數を配して比例を算出しましたのです。一歳未満者の死亡率は非常に高い、それから七歳までの小兒

は總て四十一年の本籍人口の方が高い、七歳以上になると或は高く或は低く一定ではない、けれども二十歳以上四十歳迄の階級に於ては屯田兵村の死亡率は非常に高い殆ど倍に近いまでに高い、此原因が何であるか今之を知るに由ないのでありますが、其女に高きを見れば或は重大なる疾病が此屯田兵村に多く在つたのでなからうか、女は罹病數に比して死亡數が非常に高い其狀況から見てもドウも結核が多かつたのではないかと疑はれます、さて此一事のみが疑問でありまして大體の高低起伏は四十一年の本籍人口と略ぼ一致して居る左すれば此數を用ゐて一般の場合を推測することも強ち大なる誤りを生じないものと見てよいかと思ひます、果して此數が甚しき不合理でないものとすれば幼者と老者ととは疾病に罹る數は割合に少ないけれども、一たび疾病に罹りますと、不幸の轉歸を取る者が多いそれ故に疾病に罹る割合は少ないが死亡率は高い、中年の盛んな者になると疾病に罹る度數が多い、それは種々なる危険にも遭遇しやう、種々なる病原物に接觸する機會が多いからであらうと思はれます、併しながら其疾病に抵抗し得る力は無論青年壯年の者は強いに相違ありませんから不幸の轉歸を取る者の比例は低い、それ丈けのことは大體に言ひ得ても宜いかと思ふ、若し果してそれ丈けのことを言ふことを許し得らるゝならば、犯罪者寧中男の犯罪者は、此處で御覽になりますやうに、二十歳から三十歳、三十歳から四十歳といふ最も疾病に罹ることの多い者にのみ多いのでありますから

其入監者の罹病比例の高いのは寧ろ當然であること申すことが出来まじやう、而して屯田兵村の事實に徴するに女は疾病に罹ることの割合が男よりも遙に少ない、殊に性の關係の著明なる年齢に於て女の罹病比例が低いのであります、それでも二十歳以上四十歳は他の年齢者よりも何程か高いのであります、此女の入監者は年齢分配が平等的でありまして罹病比例の低い年齢者にも入監者が相當にあるのでありますから、女の罹病率其自然に低くなる筈であります、左すれば強ちに犯罪者の男は多く不健康にして、女は健康なるものが多いといふやうな過まつた結論を下さぬでも宜いかと思ひます、併し此事竝に今の入監者の罹病者に就きましては、未だ餘程立入つて研究すべきことがあります、又各疾病に付ても尙ほ深く解説すべき箇條が澤山あるやうに思ひますが、今は其細事に入りませんで唯これ丈けのことを申上げて置きます(未完)

大正四年十月中入出監竝月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	52,955	5,762	5,327	53,390	52,955	50,604	435	2,786
刑事被告人	4,230	5,061	5,174	4,177	4,230	3,992	△113	2,125
勞務場留置者	1,150	1,281	1,422	1,019	1,150	1,089	△131	70
乳兒	42	26	18	19	50	54	△8	4
總計	58,377	12,130	11,931	58,576	58,377	55,739	△199	2,837
男	55,840	11,247	10,989	56,098	55,840	53,221	△258	2,877
女	2,537	883	942	2,478	2,537	2,518	△19	40

前月末日
現
前年同月
末日現在
前月比較
前年比較

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支那	29	26	26	26	26	26	26	26
英吉利	1	1	1	1	1	1	1	1
北米	1	1	1	1	1	1	1	1
獨逸	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	31	29	29	29	29	29	29	29

大正四年十月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	合計
東京	1,377	54	4	1	1,426
豐多摩	1,377	54	4	1	1,426
東橫濱	1,377	54	4	1	1,426
浦和	1,377	54	4	1	1,426
前橋	1,377	54	4	1	1,426
千葉	1,377	54	4	1	1,426
水戸	1,377	54	4	1	1,426
宇都宮	1,377	54	4	1	1,426
甲府	1,377	54	4	1	1,426
長野	1,377	54	4	1	1,426
小笠原	1,377	54	4	1	1,426
安曇	1,377	54	4	1	1,426
名古屋	1,377	54	4	1	1,426
靜岡	1,377	54	4	1	1,426
勝沼	1,377	54	4	1	1,426
岐阜	1,377	54	4	1	1,426
新瀉	1,377	54	4	1	1,426
合計	14,260	540	40	10	14,850

を成るべく長く續けることである。此補助は時として數年間に亘つて永續される場合もある。ビック、アラザリスの容易に爲し得る事でも、監護吏には到底爲し得ない事が澤山ある。例へば兒童に適當の職業を授けることなどはビック、アラザリスの各團員には夫れ／＼其手段もあるが、監護吏に向つては殆んど斯くの如き事を期待することが出来ないのである。

ビック、アラザリスは今夏プリンス頓、セントポール、グロトンの三ヶ所に夏季野營を設けて多くの兒童を是等の場所に通つたのである又市の重なる五ヶ所に俱樂部を設けて一週三回兒童を集め猶亦體操場技藝場等をも設けて兒童の體育兼娛樂の用に供しつゝあるのである。

ビック、アラザリス又多くの兒童を私立小學校に入れることに成功した。若し此なかりせば裁判所は是等の兒童を悉く感化院に送らなければならなかつたのである。

ビック、アラザリスは近頃亦土曜日旅行(Trip Day)なるものを設け毎土曜日に多くの兒童を引率して博物館、海軍工廠、水族館、工場等を見せしめ半ば娛樂的に半ば教育的に其著るしい効果を擧げつゝある。

予はビック、アラザリスの事業の如何に有益なるかを示さんか爲に茲に一つの實例を擧げて見やう、先年三度目に小供裁判所に現はれて来た一兒童があつた、其兒童の犯した罪といふのは只だ人を打つたといふばかりで別に重大な道德的犯罪といふのではないが

經あるものゝ邪険たることの信仰はプロテスタント、カトリックに依れば古來の傳習として聖ヒルテガルドの如きも月經あるものゝ現席に由て植物は潮萎し葡萄酒及び酢は變敗し煮たる果物及び野菜は腐敗することを信ぜり云ひ今日も猶ほこれに類せる観想は一般に民間に流布せり

こゝに稍々詳細にこの風習を叙述せる所以は數千年來全地球上に於て女子はその月經時に於ける心理的變調の爲に特殊の顧慮注意を以て取扱はれたることを示さんか爲なり

更に妊娠産後授乳時及び閉經期に就て考ふるに吾人は同じく諸國民に於て相類せる風俗習慣の存することを發見す

その因由する所は吾人が内分秘説に依て腺機能の驚くべき活動を一看せば正に釋然たるべきなり余は今こゝに女子の生殖生活に於ける各變調に現はれその犯罪に影響を及ぼす所の心理的障礙を叙述するを要せず精神の生殖機能と大關係あることが諸方面より詳論せられたる以上は既にこの無用のことなるべければなり只春機發動は常性殊に異常の者の發育の上に如何に不幸の影響を及ぼすか又恐らくは最も發病し易き精神病たる早發性癡呆は生殖生活機轉と極めて親密の關係あることを想起せざるべからず蓋血液の性質より又月經及び妊娠に際して生物學上より各精神病の診斷を下し得るに至るの時期も亦遠慮にあらざるべし予は月經に隨伴して

起り且つ頻次刑法上の抵觸を來す所の神經機能の諸種の障礙に就て想起せんことを望む即ち竊盜(竊引)放火殺人及び警察に對する

つた併し既に三度も捕縛せられ且つ又近隣の厄介物であるといふ事實は此兒童を如何に處分してよいかといふことについて大に予を惑はしたのである。

ビック、アラザリスが先づ第一に考へたのは此兒童を二三週間其從來の四圍の情況から引離して見やうといふことであつた、そこで彼れはプリンス頓の夏季野營へ移された、此處で彼れは從來の如き喧嘩する狭くしい市街地と異り大自然と親むる機會を得た、彼れは其心の底に横ばる總ての感情、其肉體に宿れる總ての元氣を發揮し得た、そして最も喜ぶべきことにはビック、アラザリスの役員達と心底から友達となることが出来たのであつた。

此兒童が市に戻つてからビック、アラザリスは或仲買商の事務所に此兒童を入れた彼れは此事務所に於て追々信用を得遂に其番頭まで採用せられた、彼れは其間にも幸にビック、アラザリスの仕事に非常の趣味を有し其丁年に達した時遂にビック、アラザリスの會員となり目下は職業の餘暇を以て大に此團體の爲に活動してゐるのである。(法律新聞一〇四九號)

○女子の刑事上責任能力(承前) 基督教徒にありても月經あるものは諸種の宗教的動行を禁ぜらるる即ち聖餐に與かり又寺院に於て聖像に親嘴すること等を禁ぜらるる獨逸民族にありては月

抵抗及びクラフト、エーベンクをして月經時の犯罪に關する裁判に就て幾多の論文を草せしめたる所のものこれなり若し既にアントン氏の巧妙なる叙述なかりせば予はこゝに妊娠産後及び授乳時に於ける神經及び精神諸病を舉示するの責任ありしなるべく尙ほ最近ホツシー氏に依て唱道せられ女性精神病患者の大部分は専ら生殖器官にして只婦人科的に治療せられざりしが故に癡狂院に留置さるゝものなりと謂ふに至れる科學的運動に就て熟考するを要せしむべし

予はこゝに女子の生殖生活と精神異常並にこれに隨伴して現はるる犯罪との關係に就て略説せんことを欲すこれ從來裁判上の實地に於て殆ど顧みられざりし所なりとすこれを概括的に述べれば次の如し

女子は實質に由て既に男子とは全くその本性を異にし元來男子に比すれば其犯罪し易き衝動の下にあるものなり婦人に特有なる身體的及び精神的面目は爛眼の醫家をして女子の生理的精神薄弱を唱へしむるに至れり女子は既にその幼少時に於て生殖生活に誘入せらるゝこと男子よりも強く且つ終生これより脱出し得ざるものなり毎月有ゆる苦惱を以て月經は歸來すその結婚生活に入るや不眠の愁苦を忍ばざる限りは如上の苦惱に加ふるに妻として又母としての職務上の辛勞を以てす斯くて四十歳の終に至るや更年期に達し性的機能は廢しこれと共に女性の花は凋落してこゝに再び殉教時代は始まるなり要するに婦人の身は擔重より墳墓に至るまで

性慾的機轉の収録たるに過ぎざるなり

吾人若し女子の物質代謝はその生殖機能の爲に絶へず動搖さるゝことを思ひ特に性慾的機轉は如何に偉大なる影響を神経系統の上に及ぼすかを思はば、吾人は古來民法上に於ては除外の地位を取れる女子が如何にして刑法上に於ては男子と同地位に置かれたるかを驚き且つ怪まざるべからず世の婦人若しこの差別を以て或は侮蔑せられたるが如き観をなせばこれ固に眩惑せるものと謂はざるべからず如何とすればこれ即ち刑事責任上に於て男子と女子との間に區別の必要なることを示すものにして即ち女子の保護を意味するに外ならざればなり

醫家及び法曹家はこの問題の意義を十分擴充しこの問題の解決に必要な業績を完成するに全力を注がざるべからず醫家及び法曹家は數千年來法律的言辭に依り争ひ來れるこの思想に勝利を與へる爲に相推拂するを要す即ち女子には幼年者と同じく刑法上特別の保護を與へざるべからず(完)(人性所載)

○虚言の鑑識法 ドクトルローセ氏嘗て虚言の防禦法と題し自己の意見を發表せしことありしがこの意見に添言せんとしてビンクス氏左の如く言へり

ローセ氏は言ふ心理学の知見に基づき反應試驗を行ひ其果を収め得ることあり即ち聯關作用を利用するなり例へば「馬」と言ふ語を聞けば馬に關する種々のことを思ひ出すなり其色其種族馬小舎等の如しこれ即ち馬と相聯せる一種の想像なり

右ローセ氏の言ふことこの聯合作用に專意聯合的結合に過ぎずこの結合は他の刺激が現はるゝに及んで消滅し行くなり上述の聯合的結合を解くことは單に血壓と呼吸とにて鑑識し得るのみならず皮膚に於ける電氣的作用の變動によりてもこれを識別し得るなりビンクス氏は自己の實驗に基き右の事實を裁判學的に應用し得るならんと言へり

實驗者の報告によれば被験者の皮膚より出づる電流はこれを「ガールヴァンメーター」に導き得べしと云ふ而してこの電流移動はこれを孤線にして證明し得るなり若し検査者が受験者に向ひて或事件に關係のなきことを話しかけたる場合にはその電流孤線は異同を呈せざるも一度某事件に關したる語を話すときは從來の精神由結合は破れて頓に孤線の移動を呈するに至るこの法を用ふるには素より國語たるを要す即ち母國語にありては被験者の反應する程度著しきため孤線に現はるゝことこの差違も亦大なり

右の方法を用ふる外尙ほ血壓呼吸等の關係をも測定して相互に比較研究することは興味あることなるべし(完)(人性所載)

○長所と短所 大審院辯護士室で辯護士磯部四郎博士は語て曰く「故岩崎彌之助氏は人を使ふのに成べく其の人の長所のことゝるへ使はなで短所に使ふやうにした夫は何故か」と云ふに長所に使へば失策し易いが短所に使へば人が注意して行るから失敗が少ないこと云ふ事であつた又渡邊治右衛門は資産のある人を使ふと一生懸命に働いて呉れない、却て窮して居る人を使ふと熱心に仕事を

しく呉れること云つて居たこと、何れも實驗から割出した面白い觀察である(法律新聞所載)

○監獄銀行 紐音シンソン監獄の全囚徒を代表せる數名の囚徒が去る十月二日に突然典獄モット、オスホルン氏に面會を求めた、典獄が彼等を引見して其用件を訊くこと今回監獄内に専ら彼等囚徒の經營に係る銀行を設立したいから其許可を與へられたいことを示であるそして其銀行の定款や規則を書いた詳細の計畫書を典獄に手交しなから彼等が此銀行の設立を必要と感ずるに至つた理由を詳々として説明した其云ふ處に依る監獄が囚徒の労働に對して賃銀を支拂ふやうになつてから或者は之を貯蓄し或者は之を消費し盡して仕舞ふ者もあるが、大體から云ふと其金を貯蓄して行くこととする囚徒が多數を占めてゐる現に或囚徒の如きは其貯蓄した金を常に衣袋内に入れて始終それを勘定する爲めに手に膳紙を拵へた者さへある憚りいふ者の爲めに一つの銀行を立て、預金をさせたり小切手を振出させたり其他銀行一般の事務を開始したら大に便利であるのみならず從來比較的貯蓄心なき者も他の囚徒が段々銀行に金を積んで富有者となるのを羨み漸次に貯蓄心を養成して行くことが出来る又銀行を設立して其任務を執る者には從來その經驗に富んだ適任者があるから決して其邊の心配はない何卒此趣旨に賛成して設立の許可を與へられたいといふのである。

元來シンソン監獄は何から何迄自治的である。現に監獄内には活動寫眞館があつて之れに入る者からは一々其入場料を徴収してゐる。又監房にも設備の比較的完全なところでないのことがあつて入獄以來或一定の期間を經過した囚徒は多少の料金を拂つて上等の監房を要求することも出来るやうになつてゐる心懸のよい囚徒になること減少に活動寫眞館も覗かず又上等の監房にも移らずして専ら貯蓄に意を傾けてゐる者もある監獄で支拂ふ賃金は皆眞鍮やアルミニウムで拵へた代用貨幣であるが、これは愈々出獄するさいの場合に正貨に引換へてやることになつてゐる

典獄オスホルン氏は同監獄の觀察に來りたるコロムビア大學法料生の一團に對し囚徒の新計畫を説明して曰く

「銀行の定款と規則とは頗る綿密なるものなり。予は囚徒等が自發的に斯くの如き有益なる計畫を立てたるを見て其成功につき大に意を強ふするものあるを覺ゆ、予は此計畫の研究を乞はんが爲め近々コロムビア大學の經濟學教授を招聘し以て囚徒等の賞識すべき事業を援助する處あらん」と結局予は囚徒に「シンソン」貨幣を支拂ふことが一大成功に終るならんと思考す何と云ふれば囚徒に支拂ふ賃金を本人に代つて監獄が積立て、行く方法も一策ではあるが渡すべき金は一旦囚徒に渡して彼等に自發的貯蓄心を起させたり又は金錢の賢明なる使用法を會得させて行く此シンソン監獄の制度にこそ一段の妙味があるのではあるまいか。法律新聞一四一八號

○裁判所に心理學主任を附置 客月十三日の紐音通報に

依れば同國「エセックス、カウンチ」裁判所には遠からず心理學主
任者を附置する事に決したりと云ふ是れに専ら未成年者等の如き
年若き犯罪者を裁判する際に必要とする豫定にして現下裁判上
の扶助機關に適當する者を募集せらるゝの事なり尙茲に珍さずべき
は今日迄の懸案者は悉皆婦人のみなりと云ふ法律新聞(四一八號)
○咳嗽の療法 著者は先づ咳嗽の一般に就て述べて曰く三又
神經者くは迷走神經のある部位に、異常刺激の生ずる場合に起るも
のにして鼻粘膜、舌根、食道上部、喉頭殊に披裂骨間腔、氣管殊に其
の分岐部、氣管枝、毛細氣管枝(氣胞部より發する)こなし)若くは
肋膜に異常の刺激を受くるときに反射運動として咳嗽現はる
一般性神經性原因に基く所の感覺過敏症によるものにして例へば
外耳に耳鏡を挿入したる時、腹部臓器の疾患(胃、肝、脾、生殖器
等)、又は單純なる腹部觸診によりて迷走神經を刺激したる場合精
神の興奮、春隨病、瀧瀧、舞蹈病、ヒステリー、神經衰弱等に於ける中
心性刺激の存する時に起るものなり
一般療法としては營養、安靜、淺在性呼吸、濕潤なる空氣吸入等
すすむ尙ほ麻酔劑、祛痰劑等を列擧したり今其の二三を擧ぐれば
糖酸コチン(一日量〇・五)コンニャク酒、サチニン(一日量〇・
〇三)、ニマントボン(八乃至十滴宛砂糖水に和し一日三回内服)
等なりとす
其の他慢性鼻炎、ホリッブ、慢性咽喉及び喉頭炎、口蓋竇に咽喉、
扁桃腺肥大等に因する時は、之に對する處置を行ひ神經性咳嗽にし

ては臭素劑、鐵砒素、キニーネ等を投ずる外に、水治療法、電氣療法、
精神療法等を行ふ(神經學雜誌十號)
○自殺論 上略以上男性及び女性自殺者に就いて検査したる解
剖的検査の結果を總括して見るのに男性にあつては其自殺者の多
數は中央神經系統又は循環器系統に病變を有するか、乃至淋巴胸腺
體質を備ふるものさか或は慢性「アルコール」中毒者である女性に
於ては同じく中央神經系又は循環器系統に病變あるもの乃至月經
時の始め或は淋巴胸腺體質を存するものである此の如く自殺者の
多くは精神的に又は身體的に不健全なるものであつて男性にあり
ては其健全なるものは百人の自殺者中僅に十二、プロセント女性
に於ては十六、プロセントに過ぎない。
此く論じ來る時は自殺者の何者であるかと云ふ眞相は多言を俟た
ずして明白なる即ち自殺者は本來既に内的(ego)の源因を
有するものであつて茲に微細なる外的(ego)の原因が誘發的に
作用し自殺を成立せしむるに至るのである
從來の自殺研究者は自殺の源因として外的の源因のみを注意し内
的の源因をば閑却して居る 羅人が主人から小言云はれば娘が御母さ
んから叱られたと云つて直ぐに隅田川に飛び込んで死ぬる場合自
殺の源因として主人の小言御母さんの叱りを擧げぬものはない然
し心身の健全にして内的に何等自殺に傾向する素因を持つて居ら
んものであれば、いかに些細の小言や叱りで隅田川に飛び込むなど
云ふことは思ひも寄らぬことである之に反し内的の素因を存する

ものであれば此種微なる外的誘因に對し異常の反應を起して死に
至るのである
何故に中央神經系統循環器系統に病變を有し又は胸腺淋巴胸腺體
質を備ふるもの或は月經時の婦女、慢性「アルコール」中毒者は自殺の
傾向を有するかの問題に至つては別に説明を加へずとも其理自ら
明かであるから余等は之を略して置く、只茲に一言したきは自殺者
に對する處分方法之れである
自殺者に犯罪人と同じく生存競争自然淘汰の劣敗者である此の劣
敗者なる源因は既に先進「ヘラー」プロシユ及び「バーテル」が
述へ又今吾等の研究によつて明白となつた通り主として其體內に
內的の素因として存在するのであるからして當然起るべき問題は
一 如何なる方策を施したならばか、自殺の內的素因を有する
人間が社會に生れ出ぬ様になし得べきか、換言すれば自殺の發生
を未然に防遏する方策
一 もし不幸にして一旦かかる素因を有する人間の出た時には
イ 其內的素因を全然當該人の身體より剔絶する方策
ロ もし又之を剔絶することの不可能なる場合には當該人が自
然淘汰の峻酷なる作用に追跡せられ自殺なる悲惨の運命に陥
らぬ様扶養保護すべき方策
如何と云ふことになるか此に關しては先敬諸氏の教示を仰ぎ他日
又稿を改め論じたいと思ふ(國家醫學雜誌三四三號)

説く道徳といふ其修養といふ其必要なることは今更いふまでもな
いこと唯單にオサメ、ヤシナツといふだけでは徹底してゐない
結局道徳の根柢となり修養の基礎となるものを明了にせねばなら
ない
吾等は複雑多端なる社會人生にありて一旦思ひがけなき重大事件
に面接すると單なる修養心だけでは解決の出來ぬ場合が起るこゝ
に於て根本的に心のたてかへをする必要が生ずるこの根本的な心
切つて處世上前途の方針を變更する必要があるこの根本的な心
機の回轉は宗教的自覺心に基くのである如何なる人も一度自己反
省の深い自覺を喚起するその人生觀や處世の態度は必ず一變する
試みに余が實驗に基いて其風光を述べんか、余は「慈悲寛大自己
反省」といふ信條を自覺した時過去の事件に對して痛切なる懺悔
をせずには居られなくなつた而して余が此懺悔は單に過去の懺悔
丈けでなくて現在より將來に亘りて事々物々に其心持を以て世に
立つのである
この現在の反省と自分の前生以來の因縁に對する現在の境遇の適
足心が本となつて生々とした努力的感謝生活を營みつゝ進むので
あるかくの如くにして吾人の日常生活は自己反省により常に懺悔
しつゝ寛大な慈悲心に住し喜び勇んで希望の前途に向ふことになる
現在満足の自覺があつてこそ人生に始めて眞の意義が認められる
自己反省の心は宗教に入る門戸であつて又最後の信條とすべきも
のである(廣池法學博士談新公論所載)

○信念の要義 世の教育家及道徳家に誰れしも修養の必要を

談叢

本稿は谷田監獄局長が大禮使として、御盛儀に参役せられての感興談である。清雅なる情操と崇高なる靈感に觸れたる、多方面なる局長の感興談を茲に髣髴せしむるは、到底及ぶ所でないけれども、幾分其面影を傳ふることを得ば、それで筆者の望に足るのであるが、若し局長の精神氣魄を誤り傳ふる所もあらば、それは全然筆者の責任である。

萬卷以上の垂訓

國體の精華と云ひ或は萬邦無比と云ふことも、我々は幼少の頃より、既に十分に教へられて居ることは云ふものゝ、其實は聊か不徹底的のものが無いではない、殊に今日の年若き輩に至つては、此國家的觀念が段々にアヤフヤに成り行かんとする傾向のあると云ふような場合に、有り難くも此度の大典の舉行せらるゝに至つたことは、何たる擁護であるか天意の程も窺ひ知られて、更に其威

稜に畏まざるを得ざる氣分を生じたことである、兎に角此度の御盛儀を拜したる一般國民は、今更の如く覺醒して、現實に建國の由來を知り、明確に國體の精華を覺り、そして萬世一系金甌無缺の皇位が、如何に尊くして又た如何に有り難きものかの眞意義を解したるは、争へぬ事實であつて、而して此一事は全く萬卷の書以上の、垂訓となつたことを感佩せずには居られない、予は今回の御儀式に由て實に

具體化されたる道德の本源

を見たこと云ふ所以のものは、抑々我が皇室が萬善の府であり、道德の本源であることは、何人も口にする所我々も又た能く知る所であつたけれども、然し何れかと云へば多くは之れ抽象的に止り、未だ十分に心底に印象されたるものでなかつた、處が一たび参役の光榮を荷ふて、熟々其御光景を拜觀しては、其總ての御儀式が、皆夫々規矩準繩

に適ひ、一として崇高なる道德の本義を示されざるものごてはなく、之れで以て國家としても國民としても、等しく天道を守り人道を盡す所以の大義を辨へざるを得ざるに至つたことを感せずには居られなかつた、例へば春興殿の御儀と云ひ紫宸殿の御儀と云ひ、若くは大嘗祭の御儀と云ふも、元之れ何れも天神地祇に對せらるゝ、極めて意義深き崇高なる御儀式であつて、要するに之を以て所謂報本遺末の大義を明かにし、躬自ら之が儀範を示し給ふ處に、實に無限の有り難味と感奮の情とを、漲らさざるを得ないのである、即ち我國最高の道德たる古來の忠孝心の如きも、全く茲に其基を置くのであつて、決して根據なきものでないことが知らるゝであらうと思ふ、

今回の御盛儀に以上の精神が尤も麗しく發露せることを、親しく拜觀する時に、徹頭徹尾唯だ其辱じけなさに涙こぼるゝ計りであつたが、或は此有様を見て『何ものゝ在はしますか知らねども

辱じけなさに涙こぼるゝ』と云ふ人もあらんかなれども、予は然か思はない

目の當り神居まして守護り給ふ

辱じけなさに涙こぼるゝと云ふ方が、偽はりなき子の情想であつて、又た之が眞實の光景であつた、就中大嘗祭の其れの如きに至つては、畏れ多くもそれは如何にも天神地祇に報謝し、併せて臣下に告げ知らせ給ふと云ふ、謹嚴にして御いそ／＼しき御態度、實に恐察に堪へぬ程であつて、單に御徹夜にて事に御該り成されたる一事だけにても實に御容易でないに、引續き御儀式に心身を勞し玉ふこと如何ばかりでありしか、拜察するだに恐れ多いことである、而して此度の式場に充てさせられたる總ての建造物の如き、豫想以上の粗造のものではあるけれども、素朴清楚の點に至つては、如何にも大古の風を偲はしむるものがあり、從て

其清淨無垢の神々敷光景は、自然人の俗腸を洗ひ清むる力あるを感じたことであつた、此場合に尤も能く教へられたることは、我が國民性の特徴の一として、潔癖の貴ぶべきことであつて、之も畢竟するに

清淨潔白にして始めて思ひ邪無し

と云ふ我が民族の先天的なる信念から、起ることは毫も疑ふの餘地もないのである、縦し無意識的に發露する潔癖と雖ども、之は一美點たるを失はぬのであるから、何處迄も之が成長を圖り、以て總ての不正不義を惡み、之を以て苟も其身を穢がさぬ様にするが、尤も望まじきことであらう、若し斯心にして發達成長すれば、爲めに天下は太平にならざるを得ない、何となれば心に純潔を好むの癖あらば、自然に心の貪り妬み怒り怨み怯み意り等の惡癖が、取り除かる、善なればである、若し夫れ潔癖が單に身體衣服の上に止りて、更に

を垂れ玉ふを見た、蓋し勅語に宣せらるゝ所の、之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らざるもの、斯心に求めずして將た何れにか求めんと云はなければなるまいが、國民たる者は大に顧みねばならぬ、爰に又た何事を爲すにも

單純淡泊は最高の主義

たるべきことを今回の御儀式に於ても深く學びたることである、之も日本人の特性で西洋人とは大に異なる所であるが、幸にも此特性を稟有する以上は、何處迄も之が長養を謀らねばなるまい、一體西洋人は濃厚の性質で、從て執著力には富んで居る、が日本人は生來單純で淡泊を好む所より、執著力は乏いけれども、其代り決斷に富み勇往邁進に長ず、兎に角長短は何れにもあつて各々相補ふ所がなければなるまい、して我國民は何處迄も其特徴を發揮して、衣食住の總ても皆其様に出來て居る、先づ澤庵で茶漬、梅干で握飯と云ふが如

心の上に及ばぬ時は、其は取りも直さず病的であつて、何等國民性として價値の認めらるべきでないことは申すまでもない、

予は曾て外遊の時に、此事に就き感じたことがあるが、穢たない例ではあれど、外國では便所に手洗水の無いことや、禱を一般に用いぬことや、若くは風呂に這入らぬことや、數へ來れば未だ色々な事もある様だが、兎に角感心せぬことが少ない、即ち彼等は日本人の好む所の、奇麗盛張りと云ふ意味に於て、大に其趣味を異にして居ることは明かである、

清潔純白は神に仕るの心

斯心こそは同時に廉耻節義を重んずる心と相通ふものであつて、從て勇氣も堅志も將又た尊讓敬愛の心も、皆之れから生れ出るものと見て別に問へはなからう、今や我々國民は千古の大典に於て、不淨不潔と全く相容れざる莊嚴の儀式を以て、範

き、現に之れで以て日露戰爭も濟ました如き、又たドテラ一著で暖爐に代用し、西洋人は我家を城廓だとして居るにも拘はらず、我邦の家屋は之を假小屋と呼び得る程に、簡單なる住宅にて平氣なる如き、彼是比較して互に長短はあるが、短所即ち長所と云ふこともある通り、我邦にては寧ろ大に此單純生活を助長する方が、倍々日本の強味を加ゆる所以であらう、要するに複雑多岐と云ふことは、本を失はしむる處ありて、萬事に害あることも結局は益の無いものである、即ち何事にても事面倒と云ふことは、遂に失敗することを意味し、之に反し單純と云ふことは遂に成功と云ふことを前提するものであることを、打ち忘れてならぬと思ふ、

賢所大前の儀僅かに二十分

何たる簡約の御儀であらう、其準備の爲めには長時日の手數と勞力を要したにも拘はらず、タツ

タ二十分間に相濟んだ事に就ては、實に其アツケナサ加減とてなかつたのであるが、然しながら一考すれば斯くあつてこそ、當然であることが合點せらるゝのである、大嘗祭の如きも矢張同様の工合にて、參列員の如きは唯だ何のことなしに、己が役目を守り遙かに、神在す彼方を見遣るのみであつた、此場合に深く教へられたることの一は、何事にも唯

辛抱強かるべき事

である、即ち無理にも人は辛抱強くなければ、大事は爲せぬ且つごんな無理なことでも、唯だ辛抱さへすれば遂に打ち勝ち得るものだ云ふ、強き自覺を興へられたことである、可笑な話ではあれど、大嘗祭の御儀の場合の如き實に六時間の長きに涉りて、而かも束帯の儘にて相勤めねばならず、其間使用も出来ぬのであるから、予の如き飲酒する者には之が何よりの苦痛である所より、窮

策ではあるが其前日より餅を食し、而して其苦痛より免かれんことを計つた位、斯様な大覺悟を以て參役は致したものの、何様燈明なき輕舎内の事、森閑として邊りは静まりかへり、寒冷は身に迫る、爲す事はなしに只だジツト堪らへて侍へることの、如何に容易のものでなかつたかは云ふ迄もないとして、扱て一度決心して辛抱さへすれば、能く困難にも克ち得るものであることを、今更の如く誨へられ愉快に思ふて居る、

一定の服装は團結力を生ず

之である、一體彼の束帯なるものは、一見異様

の威を興へ聊か心苦しく思はしめた、けれども一旦多數の者が打ち揃ふて之を着用する時に、自ら身を堅められ威風堂々威容整然たるものがあつて、皆其苦を覺へずなつた、そして之で以て所謂團體的美點を發揮したことが少くなかつた、例へば整頓、端正、清潔、等の諸徳は、即ち一定の服装に依らねばならぬもの、而して統一的運動は是非共之に由らずばならぬことを見たのである、尙最後に看過すべからざる一事のありと云ふのは、

特別の印象は特別の場所に起る

といふことである、此度の御大典を千載の舊都なる京都に、行はせらるゝに至りたるは言ふ迄もなく、登極令の定めらるゝ所であつて、之には先帝陛下深き敬慮の在しての事なるは、拜察に難からざる所ではあるが、併し淺慮の者には動もすれば、東京と云ふ便利なる花の都があるにも拘はら

ず、多くの時間を費用とを掛けて、態々遠く舊都に迄持ち行くのは、經濟法を無視したる沙汰の様にも思ふかなれども、國家の生命にも係る精神的崇高なる典の如きは、決して算盤的頭腦を以ては判斷の出来るものでない、予の如きも今回彼の地に參役して、更に其威を深くした者であるが、謹んで惟ふに祖宗の遺烈を承け、其實祚を御踐み遊ばされんとするには、其本を憶へ祖先の御偉業を追頌し、御鴻恩に御酬ひ遊ばされんどの御感念が、第一の御事であらせらるべきに就ては、宜しく古來の典例地たる感興深き舊都を御撰ひに相成るこそ、尤も善き印象をも御受け遊ばすことであらうし、神聖なる事程場所柄に關係せないものはないから、今此特別なる京都の地を御撰びの事はごく感じ入りたる次第と云はねばならぬ、居は氣を移すとも云ふが之は寔に大切なる諺で、予は今回現に我身を彼地に置いて實に感慨無量のものがあつた。

漫錄他山の石(承前)

澹 處

- 戒護中唯漫然として執務し檢束上細心の注意を怠り居ることなきや
- 勤務中指定の時間外に休憩することなきや
- 濫りに勤務の場所を離ることなきや
- 勤務交代の際所定の場所に於て確實に申繼を爲さず唯た交代者の姿を見て遠距離より合圖を爲し引揚ぐるものなきや
- 勤務中新聞雜誌其他の書籍を看讀することなきや
- 在監者を視線外に獨歩せしめ又は視線内と雖も濫りに獨歩せしむることなきや
- 受刑者の受渡を確實にせざることなきや
- 勤務中同僚と雑談し又は在監者に對し無用の言語を弄することなきや
- 警備中巡回線路を欠略し又は必要な箇所不到ることなきや
- 在監者の犯則行為を挑發することなきや
- 手續の記載亂雑に迷り又は私事を記載することなきや

- 夜間巡警の際特に受命の外携燈せざるものなきや
- 上司の命令に對し私に辨難を試みる行動なきや
- 協同一致の觀念を欠くことなきや
- 同僚間親睦を欠くことなきや
- 自己の名譽を得んが爲め他を挑撥して軋讓を生ずることなきや
- 過失を覺りながら之を隱蔽して其責を免れんとするか如きことなきや
- 動作緩慢にして不規律に涉ることなきや
- 許可を得ずして眼鏡を使用し又は脱靴するものなきや
- 姿勢及服裝を素し居らざるや
- 頭髮鬚髯の剃削及下襟手套の洗濯銀箱及靴等磨拭を怠り居るものなきや
- 訓戒又は戒令不正確のことなきや
- 威嚴を保たんとして殊更に尊大に構へ他人の感情を害するか如き行為なきや
- 徒に駄辯を弄して品位を失墜することなきや
- 言行野郎に涉り威信を失墜することなきや
- 輕率妄動し又は他を煽動するか如きことなきや
- 出勤退勤及服務時限を守らずして緩慢なることなきや
- 給與品食料品の手入を怠り居らざるや
- 體康に注意せず不攝生の行為なきや

住所は官吏の體面を辱かしめざるや
 家庭相合せす又は近隣に悪評なきや
 身分不相應の負債なきや

第二 監房に於ける監督

- 本人の家族は官吏の家族たる體面を汚すか如き行為なきや
- 援業手が在監人と御扱し私に物品を授受する等の事なきや
- 監房を立會者なくして開閉するものなきや
- 在監者と監房名札と符合するや
- 在房者なき時は其監房は果して空房なるや
- 時間を焦り監房搜檢を粗略し又は欠略することなきや
- 利器を使用する監房にして規定の時間に搜檢を爲さることなきや
- 監房就業者の利器引揚を怠り居らざるや
- 錯誤に基き規定に反して收容し居らざるや
- 監房鎖鑰を施さず又は其手入を怠り或は不完全のものなきや
- 監房腐朽し破監の虞ある箇所なきや
- 監房破壊の形跡なきや
- 監房構内に逃走の用に供すべき物品は置きあらざるや
- 在監者は姿勢服裝を亂し居らざるや
- 在房者の座席は規定に反し居らざるや
- 在房中故意に病氣を裝ひ横臥又は安座して安逸を貪り居らざるや

- 就寢後蒲團を頭より冠り不規律の寢臥をなし居らざるや
- 書簿を音讀し又は貸借するものなきや
- 喧嘩口論又は雜談を爲すものなきや
- 監房備付の縫糸塵紙用水等を濫費せざるや
- 悲觀の狀態に陥り自殺を企てる者なきや
- 寢席を轉し若くは褻褻の行為を爲すものなきや
- 他の在監者をして披靡を執らしむる者なきや
- 監房に於て配食の際に配食夫の在る監房に多量の食物を入ることなきや
- 妄りに食物を交換授受することなきや
- 配食夫又は便捨夫は甲乙監房間に於ける物品受授の媒介を爲し若くは傳言を取次ぐことなきや
- 掃除當番は果して順番の者が爲し居るや
- 監房就業者にして作業を怠り又は怠役者に對して督勵を怠り居らざるや
- 獨居拘禁又は刑事被告人の運動を爲さしむるに當り不規律に且つ時間を短縮することなきや
- 刑事被告人通謀の虞ある者の運動入浴出廷其他の場合彼等に機會を與ふる如きことなきや
- 書信認めの際原稿を秘藏し又は密書を作製することなきや
- 刑事被告人及獨居拘禁者を監房外に出す時冠物を被らしめざることなきや

寄書
監獄衛生雜感

金澤 石崎 貢 樂

- 監獄の清潔又は陳腐の要旨等を致毀するものなきや
- 看病夫が病者に對し不親切の取扱を爲さるや
- 看病夫が病者の喫せざる滋養品を竊取することなきや
- 苦惱して監獄警又は看病夫を呼ぶも之に應ずるものなきや如きことなきや
- 監房の障子破れ又は内外の掃除不充分なることなきや
- 臥具敷物其他備品の破損し又は不足し且つ亂雑になり居らざるや
- 被服臥具等破綻したる物を補綴せずして使用するものなきや
- 衣類臥具は不潔ならざるや又は乾燥を怠り居らざるや
- 監房内外及衣類臥具若くは書籍等に危険物又は麻藥物を包蔵し居ることなきや
- 書籍又は房壁柱床板等に爪形其他の害書になきや
- 監房名札の字體磨滅し不明なるものなきや
- 安座及其他期間経過の掛札引揚を怠り居るものなきや
- 閱讀期間を経過したる書籍の返納を怠り又は制限外の書冊を携帶し居るものなきや
- 遊字事項備付なきの監房なきや
- 監房前の履物は整頓し居るや
- 報知機の設備機能に完全なりや
- 携帶乳兒の處遇は適切なりや
- 死體取扱上頼漏に涉ることなきや

虱の驅除
今世紀の監獄に於て虱が発生すると云ふことは皆無である若も虱の居る監獄があるならば衛生上の施設のない所と云はねばならぬ然ども新に入監する者が虱を携帶する殊に被告人に多いのである之は直ちに驅除せねばならぬ又た驅除するに容易である Teuwenhoek 氏は一匹の雌虱の八週日間に五千の卵を生み尚ほ其後も生存せることを實驗して居る頭虱の如き産み出された卵より生まれたる幼虱は四週日の後には産卵するまでに發育する頭虱、衣虱共に繁殖の早いもので又た他に傳播し易いことは驚くべきものであるから早く驅除撲滅せねばならぬ毛虱(耻虱、陰虱)も亦た被告人が携帶

— することがある之等は入浴により他に傳播することを認むるから新入の場合に注意せねばならぬ
— 蒸汽装置内に於ける衣服の消毒は虱及虱卵を五分間にして死滅せしむるのである或は硫化炭素のある箱内に衣服類を懸くるか又は硫黄燻蒸も費用せらる尙ほ五%クレゾール石鹼液は速に虱を殺すことが出来る七十度の乾熱は虱及虱卵を十分間に殺し虱卵の縫目の中に仆るものは蠟燭の上を引くときは直ちに落ちるのである。

頭虱には石油最も宜し

- 石油 二五、〇
- 阿列布油 二四、〇
- 刺亞埵兒油 一、〇

— 之を被髮に塗布し布片にて包み翌朝加里石鹼にて洗ひ去り數回反復すれば全く除去することが出来る虱卵は醋を用ひ軟化せしめ梳くべし
— 陰虱には灰白軟膏又は五%の白降汞軟膏を塗擦すべし又た千倍昇汞精、三百倍昇汞醋も有効である

寄

書

(九六)

英人クロス氏が三片生活を唱へ額田博士は拾錢生活を鼓吹す之れ時世の要求にして又た二十億の外債を負擔せる國民の大に遵守せざるべからざる所なり殊に在監人の食費の如き之を節約して彼等に適當の食料を給與することは我々の大に苦心する所なりとす博士の安價生活法なるもの斯界用度及び醫務に従事する人一讀參考とするの價值あるを信ず從來營養を論ずるの人直ちに分析表により數の多寡を標準とするが如き否れば蓋に消化の難易を論ずるが如き何れも極端に流れ易く健康者に向つて病者衛生を説くが如き愚も亦甚しと云ふべし
— 在監者の食料の如き宜しく中庸を得て偏することなく價の廉にして養價の多きを擇ぶは勿論多少不消化の譏を免れざるものと雖も之を混入して以て彼等の消化器を刺戟し強固なる身體を作らざるあらず普通一食一合六勺の米麥飯と一日一錢五厘餘の副食物にして適當の温量を得ることは用度及醫務にある人の親切なる獻立により敢て得難き業

に非ざるなり唯彼等は養價の多少により身體を強健ならしめ得べきものに非ず刑罰の結果、精神を抑壓せられ自由を剝奪せらるゝもの其身體に及ぼす影響尠少に非ざるなり早く彼等をして改過遷善の人とならしめ安心立命の位地に立つに至らば僅の温量を得べき食物にして能く彼等日々の勞働による損耗を補償するに難からざるなり

紐育州の精神病院 凡そ精神病者の處置に就ては世界中米國紐育州の右に出づるものはこれなし同州に於ける精神病患者は凡て州費を以て之を治療し決して自費支辨せしめず而して各病院の設備の完全なることは眞に理想的と謂ふべし然して病院は全州に涉りて十六あり之を普通精神病院と刑事精神病院の二種に區分す甲種十四乙種二あり其内刑事精神病院は「マツチーワン」病院一ヶ年の治療患者數八四四「ダンネモラ」病院同上五一七而して全體の精神病院に於ては三四、八三〇人なりと云ふ

吾人が變化、淘汰、遺傳の三を根據として生物の改良就中當面の大問題たる人間の改善を計らんとするに際しては外界に於ける外的諸條件例へば衣食住を改良する衛生とか乃至は法律とか宗教とかは之を其人一代に施こして効果を擧ぐることは出來るが併し根本的に人間の改善を行ひ之を子孫に傳へんとするには頗る價値の尠ない者でござうしても吾人は善良なる種性換言すれば良き遺傳物質を有つて居るものを選んで之を子孫に傳へ之に反して惡しき遺傳物質を有つた者は可及的其剪滅を計り之を後代に傳へぬ様に注意せねばならぬ人種改善の方法は此明白なる二方針に盡きて居る而して如斯き關係の下に淘汰作用が十分なる效力を發揮することが出來る而して此二の方針の中間に就いて惡種を剪除することを消極的人種改善と云ひ之に對して人の優良なる種性を保護して後代に傳へることを積極的人種改善と唱へるのである其中何れが大切であるかと云ふに之に對する學者の意見

は一致して居らぬ例へばゴエルトンの如きは良い種を後代に残す事即積極的人種改善を主張した之に反してラツセルの如きは始より寧ろ消極的人種改善を急務と見做して居た勿論此の二つを並び行ふことが出來れば最も理想的であるが併し積極的人種改善は其實行が消極的人種改善に比すれば一層困難であるから目下の處人種改善學者は前者は暫らく之を措いて専ら後者に向つて努力して居る今消極的人種改善學が如何に刻下の急務であるかに關して統計上の事實を基礎として述べんに一九一二年に合衆國の統計によると一八五〇年には在監囚徒總數が六三七三人であつたが一九〇四年即約五十年の後は之が十萬人に殖へて居る、そこで人口十萬に對する囚徒の數を申しますると一八五〇年には二九人であつた者が一九〇四年には一九四人と云ふ多數になつて居る即ち五十年間に同一人口に對する囚徒の數は約七倍になつて居ります是に因つて見るも惡種が普通種若くは良種に比

して如何に繁殖力に於て盛んなるかを想見することが出來る之には無論外界の關係も加はつて居るには相違ないが併し其主なる原因は内的條件即ち種性であることは言ふ迄もない又殺人犯を行つた者に就て申しますと一八八五年から一八八九年の五年間には人口百萬に就て僅に三八、五であつたものが一九〇二年から一九〇六年の五年間には一一一人に増してあります我日本でも明治三十三年には在監囚徒が五七七〇二人であつたのが僅か十年を経過せる明治四十二年には六六五五六になつて居る即十年間に一割二分の増加をして居る又無期徒刑者は明治三十三年には八〇六人でありましたが四十年には一七五六人に増して居る次に英吉利に於ける精神病者の統計によると一八七六年から一八九六年迄二十二年間に人口千に就て五、四人であつたのが増加して一一、六人に高まつて居る即ち二十年間に殆んど二倍になつて居る又蘇格蘭土では一八五八年已來總人口は五〇%しか殖え

て居ないのに精神病者は一九〇〇の丈増して居る又英國では一九〇一年で約六萬人の白痴痴愚者中一萬九千人即ち總數の二割は結婚して構なく其種性を遺傳して居る次に又此の種惡種が蕃殖するが爲めに人間社會が何れ丈の厄介を受けて居るかに關して二三の統計を擧げて見ると一九一一年には亞米利加では精神薄弱者が二十萬人、盲人が十萬人聾啞者が十萬人、感化院に在る者が十萬人、在監囚が十萬人、少年犯罪者が二萬三千人其他尙ほ種々な救護所の厄介になつて居る者が約二百萬人もありまして大體三百萬人にもなる而して此低級なる人々の爲めに年に二億幾千萬圓の費用を費して居ると云ふことである之は單に直接の費用丈けであるが社會が此の爲に直接間接に蒙る損害は到底擧げ盡すことは出来ません次に又一九一一年に獨逸の「ウムシャウ」と云ふ雜誌社で懸賞をして如何に低級者の爲めに社會が浪費せねばならぬかを調査したのでありますが漢堡の役人であるゼンヌ

と云ふ人がそれに應じて賞を得たる統計に依つて見ると漢堡で救護に要する者の爲に年々費して居る金額は府廳から一千三百萬圓又私の慈善團體から出費して居る額が五百八十萬馬克に上つて居る之を頭數に割て見ると一年に一人で十八圓の負擔になるのであります單に金錢上から考へても低級者が社會に蒙らしむる損失は非常なる者である而かも吾人が最も寒心せねばならぬことは此等低級者は自由に結婚して遠慮なく鼠算で其惡種を後代に播種し居ることである抑手を入れない花園には雜艸が蔓びけると同様に人間界に於ける蕃殖も亦之を放任して置くに惡い種性を有つた者が盛んに増殖して底止する所なき者である吾人は人類全體の永遠の一日も早く此等惡種を免除する方法を講じなければならぬ然らば其方法は如何と云ふに如何に惡種なればとて之を撲殺することは到底人道と相容れぬことである茲に於てか吾人は未來に注目して將來に於て如斯惡種が其感ひべき遺傳物

質を傳播せぬ様に努力せねばならぬ換言すれば何等かの方法によつて彼等の生殖細胞の作用を制止すればよいのである斯くも明瞭なる理論と斯くも焦眉の急務であると云ふ所から何事もてきぱき遣つてのける亞米利加人は消極的人種改善學に於ける理論の時期は既に去つて今や實行の時期に入つた者となして着々其遂行に全力を注いで居る即ち一九〇七年には合衆國インヅアナ州が卒先して一の法令を出し次で一九〇九年にはコルネクチカッツト州も之に和し其他の諸州も漸次之に習ひ重罪犯人常習犯人白痴、痴愚の者には男子では輸精管切斷法を行ひ女子では輸卵管切斷法を施して受胎不能に陥らしむる様にした此手術は男子では殊に單節で局所麻酔し僅々數分時に行はれる又生殖腺は害せられぬから性交には故障なく人道上非難すべきものに非らずと云はれて居る

服裝

(特に雇員の) (承前)

寡 澄 齋

九、孔子は其の私服を作る時には、成るべく布を節約せらる即ち經濟主義なり、然れども朝服及び祭服の如き「公式服」には十二分の布を用ひらる是れ禮裝の方正を期せらるゝの趣旨なり此の如く公式と非公式との製服上の注意唯々感嘆の外なし

一〇、吉凶共に禮なれども、吉時には祝服あり凶時には喪服あり各意義を別にす、孔子は此點殊に御注意深く、祝服の時は決して喪家を吊し玉はずと云ふ

世間には往々服裝を更ふるの繁を恐れ、葬儀に參列したるの歸路、産兒又は婚儀の家を訪ひ祝辭を述ぶる人あり禮に非ず、大に考ふべき事なりとす

如斯く孔子の衣服制は實に到れり盡せりと謂ふの外なく天子の服裝に對する注意の周到洵に以て

敬服の外は有りませぬ、是を以ても如何に服裝と云ふ事が大切であるか知られまする

三 モルトケ將軍と其服裝

諸君獨逸の二大英傑とは何人を指すので有りましょうか、是は小學の生徒でも知る事でビスマーク宰相とモルトケ將軍の事である、獨逸の英傑と謂ふよりも寧ろ十九世紀の世界的人傑と謂つた方が適當かもしれぬ、千八百六十六年の六月塊普の外交が破裂して、遂に兩國は兵戈相見ゆるに至つた、之れが彼の塊普戦争である、普は遂に塊を破つて開戦の目的を達した、獨逸當時の參謀總長は誰れで有つたか即ち今のモルトケ將軍であつた

次て千八百七十年(明治三年)七月復た獨逸と佛蘭西との戦争が始まつた、其れが名高い普佛戦争である、此戦争に於ても獨逸は見事に佛軍を破りアルサス、ローレンの二州と五十億の償金を得て戦局が結ばれた此戦争に於ける獨軍の參謀總長は誰あらふモルトケ將軍其人で在つた、モルトケ將軍の

計畫した戰略が着々奏功してナポレオン三世を降服せしめたのである、次で千八百七十一年普王の井リアム一世は遂に獨逸皇帝の位に即き獨逸統一の大業は爰に首尾克く遂行せられたのである、此大事業の功臣として指を屈すべき者は先づビスマーク宰相かモルトケ將軍である

今日の獨逸軍隊が比較的秩序を重んじ命令と曰へば絶對に服従し忍耐心に富み敢爲の氣象あり英佛露の聯合軍を敵として更に怯む色なきは往年モルトケ將軍が吹込だ軍隊精神が発現して居るのであると軍事専門家は語つて居らるゝ、ビスマークは外交に長しモルトケは戰術に長し共に不世出の英傑であつた、モルトケ將軍は所謂軍刀を振つて縦横に進路を拓き、ビスマーク宰相は外交の手腕を振つて片つ端から跡始末をして行く云ふ風に、健闘勇進以て獨逸の今日有るに至つたのである、青島の砲臺に『ビスマーク』を命名し、『モルトケ』を命名してあるのも決して偶然ではないので

ある

其のモルトケ將軍に付ての面白い逸話を嘗て或人から聞た事がある、其れは先づこふである、モルトケ將軍が有る日軍服を脱いで輕素な私服のまゝ、市街を散歩せられたのである、町には澤山の群衆が右往左往して居る而もモルトケ將軍に對して殆んど敬禮をするものが無い、モルトケ將軍甚だ不審ではあるが何故に然るかには未だ氣付か無かつたのである、時すぎて將軍は吾が家に歸つた、自分の部屋に入りて見ると莊麗なる軍服が吊して有つた、其時將軍は私服姿の自分より其の吊してある軍服の方が遙に尊い様な氣がフト起つた、乃て將軍は思はず軍服に物語つた『軍服よ一體貴様がモルトケか「オレ」がモルトケか、オレは「オレ」がモルトケで有ると思つて居るが社會の者等は薩つ張り己れに禮式をせぬ、シテみるゝ矢つ張り貴様がモルトケかな、呵々……』之れも確かに一面の眞理に違ひない、此の眞理に肯いて、モルトケ

將軍は品位と人格とを保つ上に於て如何に服裝が大切であるかに就て尠からず感動されたと云ふ事である

四 英國の所謂紳士及其服裝

外國では紳士セントルマンと云ふ事をよく曰ひますが英國に於ては殊に甚だしいと云ふ事でも有ります英國の所謂紳士とは高等教育の有る人、上流社會の人、品位の高潔なる人を意味するのである、而して此の紳士なる人には服裝が最も大切な一要件となつて居ります、現に、服裝は紳士を造ると云ふ格言もあり又た服裝は人の半ば以上なりと云ふ諺も有ります。精神の内容は交際せねば雙方共に解りませぬか服裝は初對面の一刹那より視線を引くもので有りますから、社交の入門は先づ服裝と申さねばなりません

嘗て東京の實業之日本社から紳士と社交と云ふ書籍が出版された事が有ります、『同書』を披て見ると上編には主として社交の心得を述べ下編には

服装の心得が極めて詳しく説てあります、其の主な事項を擧ぐれば

○社交上に於ける服装

○禮服 事務服 散歩服

○モーニングコート フロックコート 燕尾服

○帽子及靴に付ての注意

○カラーネクタイ手袋ハンカチーフ等の注意

等であります随分吾々の氣付かずに居る點、吾々の間違つて居る點多々あり日常の心得として餘程參考に成りますから特に御一讀をお勧め致します、次に「紳士の服装」之は東京の關根商會が廣告的に發行して居る小冊子であります之も服装上に就て尠からず參考となりませす

終りに臨み一言致して置きたきは現代著名の某實業家の言はれた此の一句であります

自分の店では今ま百人の店員を使つて居ります
が若し業務を縮少して九十九人の店員を解雇し

唯一人の店員のみを残し置く事とならば其一人は服装がサツパリとして奇麗で、業務上何處に遣はしても耻かしく無い店員一人を残しますと又た若し自分が會社の職を離れ、囊中僅かに十數圓を留むるのみ、而も之より他に職を求めんとするに當り、此の十數圓を何れに費消すべきか、予は先づ新らしき服装を調達せんと
此の一句が實業界に於て服装なるものが如何に重要視されて居るか、解ります。加藤清正或の時諸臣に語つて

「汝等今ま封祿を離れ揮一貫の裸とならば如何にして復び今日の地位に達せんとするか」と問ふに諸臣の之れに答ふる者が無い清正言葉續けて「吾をして若し斯る境に立たしむれば吾は湯屋の三助となり精勤して一領の衣と一刀を求め何れかの大小名に事へて足輕となり足輕より武功を立て、復た一城の主とならん」と

之は近頃出來た「通俗講話資料集誌」に載つてある鬼上官加藤清正の一節であります、武士とて決して無頓着なものでは無い服装に随分注意したものであります

御同様に「勤め人」であります、官衙に大小の別は有つても、皆な齊しく朝廷の派出所でありませす、服装に注意するは、とりもなほさず官衙に對する禮であり、且つ職務を尊敬する所以であります、時恰も三月鳥も春色を帯び野は百花に満ち艶麗謂はん方なし、此時に當り吾人も服装を清潔するの要あるを思ひ縷々詳述を爲せり幸に御同感の點あらば何卒御實行を望みます」完

未成年者の處遇に就て

典獄補 兒 島 三 郎

未成年犯罪者に對する刑事制度の改良に就ては各國共に之が研究を怠らぬ所であつて、我國に於ても既往十年以來盛んに論議せられ又は研究せら

れつゝあるのである、特に最近に至て新なる立法を見んとするのは誠に痛快なことである、吾友人の一人は特別監獄に於て熱心に之が研究の材料を與へんか爲に努力して居る、余輩も亦間接に特別監獄に關係を有して居るのみならず曾て自から之れが處遇に携つた幾分かの經驗がある、と言つて甚だ覺束ない經驗であるが故に今日まで實は臆歎を守つて居つた所偶ま杉野典獄から諮問を受くる事に成つて卑見を發表するに至つた、夫れに多少の持論と説明とを加へたものが本文である。

未成年犯罪者は之れを十八歳未満と二十歳未満とに分たれてあるか余輩は寧ろ之れを十六歳未満(幼年)と二十歳未満(少年)とに分たれたらば如何と考へる、十六歳以上は世に青年と稱へらるゝ年輩である教育の程度から言へば中學程度に屬すべきものである、民法上から婚姻年齢に達して居る之れを他の幼年者と齒せしむることは感化上の困難を加へはすまいか、以下余輩の説かんと欲する

所は未成年者の標準を、斯く假定しての意見である。

階級制度 特別監獄に於ける階級制度の聲は今や方に盛んである。階級制度は感化教育の手段として必要であることに同意するに躊躇しない而して最終の目的は假出獄に存することを忘れてはならぬ、誰れも彼れも階級處遇する必要はないのである又刑期間何日まで階級處遇を行ふ必要はないのである、要するに改悛の見込なきは最初より之を除外し又は中途から篩ひ落すことが肝要であると思ふ、尤も改悛の見込と言ふことは比較的の言葉であることを御記憶を願ひたい。

處遇の原則 均しく階級處遇を爲すにしても監獄の設備の程度に依て大に其の方法範圍を異にせねばならぬ、不完全なる監獄に於て理想的の處遇を行はんことは所詮出來ない相談である苦し之れを省みずして一律一體の處遇を望むならば失敗に終らねばならぬ、然し何れの所に於ても原則とし

て守らなければならぬ方法は自から存するは謂ふまでも無いことである、余輩は其の原則なるものに付て少しく諸君と共に研究して見たいと思ふ。

積極方針 現今多くの特別監に於て行はるゝ處遇法を視るに積極的のものもあれば消極的のものもある様だが大體に於て餘り細か過ぎる感じがありはせぬか、其の視察事項なるものを見ても不良行爲に向ては甚だ嚴密であつて良行爲に對して疎漏である、且つ其の視察事項なるものは學理系統に基いたもので無く常識の判斷に依て羅列せられたるかの趣がある、斯くの如き判斷は錯誤を生じ易いもので賞讃すべき方法とは認むることは出來ないと思ふ、否な視察者自身に於ても不便を感じて居りはせぬか、余輩の意見によれば視察條件なるものは吾人が彼等に與へた教育の結果で無くてはならぬ、彼等の非行を摘發することではない其の良所を認識することである、消極的ではない總ては積極的であることを望ましい。

視察期間 假りに受刑者の刑期を一年未滿と定めて適當なる視察期間は初犯者に於て

第一期(例は三級より二級に進む期間) 二箇月
第二期(例は二級より一級に進む期間) 四箇月
を超ゆることを欲し無い、余輩の主張としては累犯者には階級處遇を必要とせねど之れを行ふとせば更に長き期間を要するは勿論である。

拘禁 第一期は獨居拘禁第二期は夜間獨居拘禁を適當とす但し受刑者の性格に依り初めより夜間獨居拘禁と爲すを妨げず、第一期に於ては其の執行を嚴正にし専ら國權の勢力を示すことに勉むること、第二期に於ては教育を趣旨とし最も感化に勉むること、但し幼年者には獨居拘禁を要せぬ。

第一期の視察 は第二期の教育に耐ゆるや否やを試験するのであつて左の條件を適當と思ふ。

- 一、性格不良に非ざるもの
- 二、紀律に違反せざるもの
- 三、習學に熱心なるもの

四、作業の進歩を認むるもの

五、身體健康なるもの

第二期の視察 は教育の効果を考查するものであつて趣味ある問題である、監獄教育が刑罰の目的に對して、如何程の結果を齎らすかの問題である、監獄官吏が受刑者に及ぼす同化力の程度を測る尺度である、極言すれば吾人の品性に關する評價であると思はねばならぬ。

斯くの如く第二期の視察は主として教育の效果を知るにありとせば其の視察條件は教育的心理を基礎とすべきは必然の事と考へる、説いて茲に到り余輩は暫く監獄教育の意義を省みねばならぬ。

教育の意義 茲に教育の意義と謂ふは教育學の定義などの六箇數事を論するのでない、要は監獄教育は國民教育の一方面であつて何等卑しむべき特別教育でないと思ふならば、其場所が家庭でなく、學校でなく、監獄であると云ふに過ぎぬ、凡そ兒

童を教育する上に於て二個の意義を見出すことは出来ぬ、或は低能児の教育と云ひ痲痺者の教育と云ふことがある、去れど是は監獄教育の目的ではない受刑者は常人である、刑罰を執行する監獄に於て低能児はあるべき筈はない若しありせば法の運用の錯誤であつて例外と謂つて然るべしだ。

音楽は監獄の禁物であるが教育上から論じて之れを許す方は至當であると思ふ、音楽圖書は覺官の快樂より直ちに美の感情に影響するものであつて人の心を和げ美しきことを喜ぶの情を養ふものである、善良の兒童に必要であるならば不良の兒童には一層必要であるが余輩は信ずる、監獄に樂器を採用すると云ふことは西洋かぶれをした様に非難をするものもあるが或は紀律の嚴肅を破るやうに思つて反對するものも少くない、全く根本の觀念は間違つて居る、嚴肅と言へば宗教の儀式ほど嚴肅なものあらうか夫れには必ず樂器を使用するのである、武骨なる隼人も仍は優美なる琵琶

を弾するのである之れは國民性のうるはしき點であるまいか、若し音楽即ち淫聲でふ信念から之れを排斥するならば論者の音楽に對する趣味と經驗の低級なるに驚かざるを得ぬのである。

視察條件 余輩は前段に於て第二期の視察條件は教育的心理に基礎すべきことを述べた、然し夫れは大體論であつて刑罰條件に基く他の効果を度外する譯ではない之れを抱擁しての意見である。

(イ) 運動及慾望

兒童が朝起きた時など生々したる顔付にておどりはねるが如きは新鮮なる血液の全身に溢れ出づる運動であつて是れ決して不作法の動作と云ふべきでない。

慾望に付ては體慾、利慾、病慾を戒しむべきである、飲食睡眠休息等に克己せしむること即ち監獄の給養に満足せしめねばならぬ、眼前の利慾に心を奪はれ又は酒癖あるもの、如きは危険性である。

(ロ) 情緒

情緒とは感情に一步を進めたるもので複雑なる表象及び其の互の關係より起る、喜悅、憂愁、忿怒、恐懼、同情、愛情は皆是れ情緒である、情緒の至潔なるものは情操である、兒童にして羞恥心なきときは墮落の表象であると思ふ、忠孝節義に感ずるは同情のうるはしきもの、師父に親しむは愛情の清きもの、顔面に和氣を認むるは喜悅の相にして憂愁、忿怒、恐懼の念なきときである。

(ハ) 思慮と實行

幼少年の際には概ね思慮することなく安りに慾望に従ひて動くものである、故に適宜に思慮の習慣を養ふのは大切である、第一には目的を遂ぐるのは如何にして可なるかを兒童各自に語らしむること、第二には斯くして得たる答を批評して其の難點を擧ぐることを、第三には其の中に就き何れの考が適當なるかを兒童各自に撰擇せ

しむること、第四には其の撰擇せし考をば各自の決定として實行せしむることである。思慮と實行とは人生に於て極めて大切なことなれば一旦兒童が思慮決定せし上は必ず之れを實行せしむることである(高島平三郎氏の説に依る)以上教育の結果は前非を悔悟するもの、偽りなき告白を爲すもの、前途自活の念を起すもの、及び訓誨を實行するものを生せねばならぬ。

(ニ) 能力

能力とは兒童の智能、技能、常識、世才を稱するものである、學科の進歩を認むるもの、作業の課程を了するもの、言語應答の要領を得たるもの、他囚の輕侮を受けざるものを其の例とす。其他階級に伴ふ種々の待遇條件の如きは余輩に於て重大なる事項と認めては居らぬ、之れありて宜し之れ無くて宜し。十一月六日稿 (完)

通

三三

時事だより

▲成文律國と不成文律國、何人も成文律國といへば、直ちに獨逸を聯想し、又た不成文律國といへば、英に思ひ及ぶのである、頃日吉野法學博士の論する所によれば、我國より彼地に出張せし人々の多く困難するのは、英國であつて、都合のよいのは獨逸國である。云ふのは外でない、一方は整然たる成文の規則がない、従て種々の質問に對しても、目に示さるべきものなければ、十分なる解答を與へらるゝことも出来ない、獨逸に往けば總ての制度備はり、成議の報告亦明かである、出張員は此材料によつて容易に報告書を作成することができる、そこで獨逸を稱揚する傾向がある、が免も角も流石は獨逸國である、彼は喜んで規則を作り又た善く實行するのである、然るに英國は不文にて事を甘く運ぶ、尙一步を進めて言へば、英國は惡制度をも甘く之を善用するのである、それで比較的に弊害も出来ない、従て頗く制度を改める必要も見ない、云ふ國である、とありて最後に國家の興隆する眞の原因は、制度法令に依頼するに非ずして、結局は英國の如く個人に對する信用を重んじ人によつて事を爲す云ふことにあるを高調し、即ち英國の強大にして國運の確乎不抜のものある所以は、決して制度の優良の

ツトモ大臣がらず、殆んど目上の人に對する如き恭謙の態度で居られたのみならず、最も感心したのは給仕の女中方に對しても決して之を呼び捨てせず、必ず「さん」付にし、「何々さん水を一杯下さい」と云つた風に物柔かに、彼等に事を命じて居られた、其下級役人達に對する態度と云ひ、家庭内に於ける態度と云ひ、洵に立派なる紳士的であるのに感服の外はなかつた。と云つて居る、人は少く位置が上かつたり羽振が善くなつてくると、すぐに威張りたがるもので、ドンナ聰明な人でも勢ひを得れば、ツイこの弊に陥るものである、況んや修養の無い俗根性の人に於てかやである、畢竟天保錢を一錢銅貨に無理使ひせんさし、而して無暗に叱り飛ばす如きも、此種の人であることを思ひては、心ある人些々尼時大臣閣下の態度に鑑みればなるまい。(S、A、生)



ためでなく、彼は制度なくして善く事を行ひ得る國民を有するたためである、結論して居る、何でも規則々々規則さへ整然たらしむれば、それで以て夜は明けると思ふ、所謂世の規則屋なる人は、斯かる結論を喜ばないだらうけれど。

▲人を使ふに途あり、一錢銅貨と天保錢は二厘の差がありて、各々其通用の高き異なる様に人にも同様に通用せぬ所がある、之は天の定めであつて其の賢愚と能不能の差別は如何とも致方はないから、人を使ふ者は能く此處の道理を合點して、無理に天保錢を一錢銅貨に通用させんとするはならない、處が世間では人を使ふに無暗と叱つてばかり居る人がある、此の種の人には多くは天保錢を一錢銅貨に通用させんとさせる人である、人は元來叱からずとも使へる様に出来て居るから、ツマリ之を價格以上に使はんとさへしなければ善いのである、さすれば皆満足して使はれ少しも叱る必要は出来てこない、叱かられば人は使へぬと思ふ人は、未だ人を使ふ資格のない人だ云ふ者があつて、今この説に因んで報道せんと思ふ一事は、我々の尊敬する上長官尼時司法大臣閣下の公私生涯に於ける紳士的態度である、頃日通信生の一友は彼と晝食を共にし、約三時間の會談を司法省官邸内の一室に爲し、親しく目撃する所の實況を語るを聞くに、會談中ヒツキリナシに役所より下級の官吏が種々の書類を持參して認印を求めたり、色々の用事を上申して裁決を仰いだりして、中々に多忙の様であつたが尼時氏は毎時も落付拂らつて、低聲で至極丁寧に一々之に應對し、

保護

○左記は十一月四日愛媛保護會に於て管下保護教團代表者を招集附議せるものなり

諮問 按

一、寺院住職中未丁年若くは老衰者にして實際保護の任に堪へざるものありたる場合宗派の異同に論なく隣寺に於て保護の衝に當ることに一定し度し如何

答申、隣寺とあるを隣寺若くは便宜の寺院と改め實行すること

二、監獄附近以外遠隔の地より釋放者引取迎に出頭し又は授産等の爲め遠隔の地へ出張する會員に對しては經費を補助するの必要ありと認む如何

答申、可成補助實行を期すること而して監獄より發車若くは發船地迄の連行費は愛媛保護會の負擔とし着車、着船地より歸住地迄は所

管教團の負擔とす

三、釋放者の貯金通帳を教團に於て保管するは濫費を防止するにあり然るに現時の状態に依れば濫に引出方を申出づるもの多きが如し此の場合保護寺院は要否を調査し必要金額を證明するの道を開き度し如何

答申 證明の上濫費を防ぐこと

四、單名票は常に提出期日に遅れ支障多し期日迄に蒐集する方法如何

答申 會員を訓練し期日を誤らざる様送達すること

希望事項

一、保護中に屬する者入監したる場合は保護の徑路並に犯罪に至りたる原因等を調査報告せられたし

二、保護會に保護を託する條件の下に假出獄と許されたる者は期間満了迄毎月職業の勉否素行生活の状態の概略を報告せられたし

方勵行せられたし

四、教團に於て保護の途なき旨を以て收容保護を受けしむる爲め突然本人を來會せしむるは支障あり如斯場合は豫め協議の上決行せられたし

五、管下他教團に職を求むる爲め移住せんことを申立たるものあるときは可成豫じめ其教團に照會就職の途を確めたる上出發せしむる等相互連絡の途を講せられたし

六、教團に於ては町村吏員、區長、組長駐在巡查青年會、在郷軍人分會、小學校長等と連絡を付け保護の實を擧ぐべきことに付ては往年協議せし所なるに未だ連絡の完からざる所多し右趣旨貫徹に努められたし

七、釋放者の時衣旅費及引取迎等の爲め照會したる場合に回答遅引支障を生ずる場合多し將來は無共可成敏速に回答せられたし

八、單名票中保護を爲したる數を數度と抽象的に記入せらるゝ向あり必らず何度と具體的に記入

三、入監通知を受けたるときは其家庭を訪問し見聞したる状態にして週四上參考となるべき事項は報告せられたし

四、保護の要は被保護者をして保護者を信頼せしむるにあり故に寺院住職諸師は可成入監中通信接見訓諭等を努められたし

五、被保護者にして監獄に於ける取扱等に付き申立參考となるべきことは報告せられたし
決議何れも必要の事項なるを以て實行すること

注意事項

一、出獄者に金品を給貸與するは徒らに依頼心を助長せしむるの嫌あるを以て可成之を見合せ主として職業紹介等の援助を與ふること、せられたし但變災又は疾患等の場合は此限にあらず

二、保護通知を受けたる被保護人にして一ヶ月以内に歸着せざるときは其旨通報せられたし

三、監獄に引取迎せられざる所に於ては本人歸着後は直に訪問出獄善後の意見を確めたる上保護

せられたし

九、他管移住若くは入營等せる者に對し自活解除に圈點を付せらるゝ向あり如斯ものは必らず異

同の項に他管移住又は入營等と記されたし
十、單名票中往々圈點脱落のものあり教團に於て嚴重調査の上提出せられたし

十一、單名票中解除の日付記載漏れあり必らず記載せしめられたし

十二、單名票に依れば一回も訪問若くは呼出し訓諭を加へられざるものあり事實本人に接せられざるに於ては其者の状態を知ること不能は自明の理なるに期末の現況には各項共圈點を付せらるゝより見れば保護度數の記入脱落なるやの疑あり注意せられたし

十三、規定に依り提出せらるゝ收支計算書は必ず免囚保護事業獎勵費取扱手續中の様式に據られたし

十四、收入の部に會費及寄附金の現實に徴收せざ

る即ち申込若くは徴收すべき想像額を記載さるゝ向あり將來は必らず徴收濟のものゝみを掲げられたし

十五、資産表より地所家屋什器家畜等控除したる額は必らず収入より支出を控除したる殘額と符合すべきものに付注意ありたし

十六、地方名望家等を地方顧問に推薦方彙に通知しあるに何等申出なきもの多し篤と調査申出ありたし

十七、松山監獄に委託發行せる保護號は本會の機關雜誌なれば各教團に於ても可成利用することゝし保護事業に關する論說保護の狀況等投稿せられたし

十八、同上雜誌は少くも教團役員丈は講讀の義務を負はれたし

席上福田會長よりの希望事項

一、被保護中の者が再犯したる場合には其者の行狀犯罪の動機等可成詳細に調査を爲し教團長若

くは保護寺院住職より檢事正又は所轄區裁判所檢事に通報せられたし但松山地方裁判所管内に限るものとす

二、檢事局より特に被保護者に對し取調方の照會を發したる場合には其事項に對し詳細調査の上回報せられたし

三、檢事正として年一回は必らず管内警察署を巡視するに付其機を利用し併せて教團の事務等を視察したき考なるを以て其場合は豫しめ通知するに付理事者は繰合せ外出せず事業の狀況を報告せられたし尙此場合會員若くは被保護者に對し講演又は訓諭等の依囑あらば繰合せ得る限り應すべし

出席員よりの要求事項

一、保護名簿に犯罪の徑路、犯罪の概要、改悛の有無等省略せられ保護上不便に付從來通記載せられたし

和田議長、要求に應すべし

二、保護名簿中に釋放時身體衰弱勞動困難なるもの等は其狀況を記入せらるゝこととしたし

同 成るべく要求に應することゝす

三、省略

四、起訴猶豫執行猶豫の者に付ては各裁判所より教團に通報せらるゝ様取計はれたし

同 全部通報を受くるも現今の狀態にては保護の實を盡す能はざるべきに付特別の者に限り通報を受け保護するは必要と認むるに付時機を見て當局と打合すべし

五、假出獄期間中の者は必らず毎月一回所轄警察署へ出頭し認印を受けざる可らざるも遠距離にして困難なるものあり駐在所若くは派出所に出頭するの便宜方法を講せられ度又出頭すべき期日を定めある爲め職業に差支を生ずるものあり期日を定めず便宜の日に出頭し得るの方法を講せられたし

本項に付ては本間副會長より法規上差支なし

とすれば可成要求に應し便宜の取扱を爲すも可なり何れ調査の上挨拶すべし

◎保護上の機宜を失した實例

平 陽 生

保護事業の至難なることは今更いふまでもないが實際保護者の態度が餘りに嚴に過ぎてはならず又優柔でも不可で其中庸を得ないで折角の努力も効果を殺がるゝ場合が多いと思ふ先年自分としては初めて被保護者を實地に扱つた時の事であつた本人は青年で遊蕩の結果竊盜犯を構成して懲役三ヶ月の刑に處せられた者その釋放間近になつて土地の青年會から擯斥せらるゝ形跡がウス／＼監獄の方に知れたので監獄では本人の自暴自棄に陥る虞がある云ふので出來得る限り青年會との融和を計る様にこの注意であつたから自分も青年會の幹部を説いて釋放の上は一通的謝罪をして元々の會員に復歸せしめることにしたやがて釋放日になつ

て自分も出迎に出頭すると驚く勿れ出迎人か約三十人も控へて居る是れには監獄の方でも聊か喫驚の體であつた之れは勿論青年會員の大部分と近隣の人々であつた丸で除隊兵の出迎へと云つた格として即日歸宅の上先づ祖先の靈に對して謝罪せしめて後兩親に詫入らしめたが大事な本人は一向に愧つる色がないばかりか寧ろ得意然として二三の友人に向つて獄中生活の一斑を話して居たのには實に呆然たらざるを得なかつた此時始めて本人に同情し過ぎて餘りに庇つた結果茲に至つたことに氣が付いたそして矢張或程度迄は相當の社會制裁を加ふる必要あることを感じたのである爾來保護上に悪影響を及ぼして少なからず氣を揉んだが漸く昨今に至つて本人の將來些の心配も入らぬ様になつた尙は在監中二度計り本人と面會して家庭の近況等を傳へて教誡の一助としたが之れは頗る有効のものと思つた

◎新潟縣出獄人保護會報告

新潟市内各寺院の住職は今般同會の正會員又は贊助會員に加入し其檀徒にして出獄する場合には其日時に監獄へ出頭して之を引取り其寺院へ同伴して佛前に於て再犯せざる宣誓を爲さしめ且つ之に教誨を施し而して其保護者へ引渡す事に協定し十二月一日より之を實行し其出獄者に對しては間接保護の任に當る事に是亦一決せりと

尙は今般の恩赦令に由り出獄する者にして引取人の來らざる爲め一時宿泊を要する者に對しては特に無料宿泊の保護を爲す事とす

◎鹿兒嶋保護協會近況

鹿兒嶋保護協會は今回恩赦に關する 詔書の煥發と同時に勅令第二〇五號に依り恩典に浴し出獄するもの、保護に付ては大臣より訓令の次第もあり特に指示誘導の途を盡し遺憾なからしむべく保護

協會長へ照會の上同會長より各支會長へ傳達し典獄よりは尙別紙の通り各警察本分署長町村長宗教家等へ夫々照會し併せて管内各検事及警察部長へも其旨相通じ違算なき様折角保護方法に付畫策する折柄十一月二十二日該區裁判所管内に於ける各町村長並に役場書記共九十有餘名來監に付恩典に浴し釋放せられ各町村内に歸住する者の保護方に付詳細打合を爲したる處何れも其旨を領し將來一層保護行届く様盡力の筈に申談じたりと追て鹿兒嶋灣を發し各港に至る汽船會社へは保護協會より交渉し恩赦出獄者に對しては船賃を特に三割方割引せりと(別紙略す)

◎岩手縣管内出獄人保護事業

本縣管内出獄人保護事業は從來不振の状態にして屢ば訓示せられたる次第もあり銳意之れが發展に努力せる結果一般に斯業の急要なるを認むるに至り今回警察部長は別紙の通各警察署長に訓示を發

し其實行に努力するの覺悟を以て之を迎ふるの實況にして一方民間に在ては氣仙郡盛町に於ける法雨會内に出獄人保護部を新設し専ら同郡出獄人の保護に當るべく報告 來れり該法雨會は佛教家の組織に係り從來宗教道德の方面に向て精神的貢獻する所あるの聞あるを以て典獄は曩に同地出張の際特に同會幹部員並に郡長警察署長等と相會し協議を遂げたる結果幾何もなくして其設置を見るに至れる次第なりと(別紙略す)

◎大分に於ける保護事業の概況

十月六日玖珠郡森町専光寺に於て保護に關する講演會開催玖珠郡長秋吉作内氏は犯罪と社會との關係、眞宗教團洗心會長榎谷洞英師は犯罪に關する社會民衆の心得に對し社會上並に宗教上より説明し終て加納裁判所長は冤囚保護の性質より該事業の現状即ち如何なる程度に發達せるやを述べ外國

の夫れと比し將來に向て警告し、住江典獄は本事業の萎靡振はざるを説き國民協同一致の下に之れが發展を期すべきことを切言し午後五時三十分開會す當日の會同者は警察官町村長宗教家教育家諸官衙職員其他地方有力者多數にして約五百名に達せるよし

同月八日は午後一時日田町役場樓上に於て開會會する者約百五十名加納裁判所長は保護事業の發展は國家社會の安寧を保持し國民の福利を増進する所以の途なる旨及び該事業の性質並に必要を縷説し進んで共同生存の觀念を論じ犯罪撲滅の困難なるに言及して局を結び住江典獄は該事業の經營困難なるを前提として論述したる後犯罪に依る國家の損害に付き各計數を以て説明し大正二年度に於ける監獄費より囚徒の作業工錢等より囚人一人當に要する經費を示し聽衆に奮起を促し午後五時三十分閉會せるよし因に大分地方裁判所長加納哲三郎氏は機會ある毎に講演其他の方法を以て斯道に

○福島紀念講演會

大典紀念の講演會は十一月二十日午後一時より福島市康善寺に開かれたり當日は別府司令官萩原師範學校長日高檢事正赤塚典獄其他數名出席ありて日高檢事正は「刑事上より見たる家庭問題」と題し縣下一般の犯罪現象に就て其原因家庭の不和に關連する實例を取り來りて漸く混沌たらんとする我國現下の家庭問題に警告を與へ次て赤塚典獄は「恩赦と保護事業」てふ題下に至仁至愛なる聖恩は鐵窓裡の可憐の罪囚に及び彼等感泣の現今の心情を縷々述へて聖恩を讚嘆し一轉保護事業の必要なる所以に論及し縣下的一般狀況に及びて其保護思想を鼓吹したり其他各講師の講演ありて聽衆は何れも熱心に傾聽し午後五時散會したり

彙報

○獎勵金支給方に就て

司法省にては免囚保護事業獎勵費として全國の保護會へ明治四十一年已降年々該費金を配付し來りたるも財政上の都合に依り大正四年度より獎勵費は豫算より削除せられたるに付ては漸次發達し來れる本事業も茲に一頓挫を惹起するの情勢なるを以て輔成會にては司法省に代て同會資金の内より獎勵金を補給することゝなし支給規程を定め客月二十七日附を以て會長より各典獄へ通牒し請求手續其他に付き詳細委囑する所ありしと

○受刑者の傷害

岡山監獄在監受刑者竊盜犯懲役十二年杉原福松は十一月十二日莞莖工就業中午前八時十分同工場に就業せる竊盜犯青森元吉に對し作業用小刀を以て突然斬り付け左顛頂後方長約三、五仙迷同後下方長約四、仙迷同左後頭部に長約三仙迷骨膜に達する三ヶ所左側頸後上方より前下方に向け長さ約一、三、仙迷深さ皮下脂肪組織に達する一ヶ所一週日以内に癒合する傷害

を加へたり取調ぶるに兩人は同房者にして前日元吉が殘飯を竊取包藏の犯則行爲ありしを知り將來如此不心得なき旨忠言したるに反て傲慢なる言語を吐きたるを憤怒し元吉が就業に餘念なかりし隙に於て右犯行爲を爲したるものなりと

○刑事被告人の逃走

熊本監獄八代出張所在監竊盜被告事件菊池眞一は十月二十六日午前十時五十分頃出廷の爲め入浴せしめつゝありし際面會願出の者あり之に對し戒護看守が應接せる隙に乘じ房内の脱衣を取出し（入浴の際に房内に脱衣せしむ）浴場側に於て着衣し事務所裏の潜戸（小使が浴場用水を運びたる後施錠せざりしものゝ如し）に脱げ土塀に沿ふて小使室側を通り表門より八代區裁判所裏門に脱出逃走したるを其當時看守は心付かず數分時の後始めて之を電知し追跡せるも遂に踪跡を失し翌二十七日午前十時頃同郡浦道村字下竹村（八代出張所を距る二里半）に於て八代警察署の手に逮捕せり

○受刑者の逃走

長野監獄飯田分監在監受刑者竊盜四入恩典再入者懲役五年林清作は十月二十八日同分監官舎新築工事に出業中午後四時十分罷業の令に依り屋上作業より降下し命じ看守部長は出業場を巡周し其後方に出たる其間に看守に器具點檢を始めたる際屋上より降りたる木四角視界にあらざるより再び來り合せたる部長に其旨を報告したるを以て直ちに追跡を命じ部長自ら出業一同を引率歸監し分監長に報告し一方附近を搜索せしめたるに同日四時二十五分廳舎前面の桑園中に於て逮捕せり

○**刑事被告人の逃走** 青森監獄青森出張所、在監強盜被告事件今井夏次郎は十一月一日檢事廷に出廷取調終了後午後七時頃皮手錠を施され觸監の途中懐中に包藏し居りし及履り二寸四分のナイフを取り出し皮手錠及び自己が締居りし帯を切断し突然逃走したるも追跡せる看守の爲めに逮捕せられたり因に包藏に係るナイフは同人の申立に依れば捜査に逮捕せられたる當時より今回重刑に處せらるべきものと料し如何にかして逃走せんと企てたれば所持し居りしナイフを紙包にし右に穿てる足袋の裏に入れ置き青森出張所にて身體検査を受けし際に足袋を脱ぎ示したるも夜分に發見せられず收監の身となりたれば直ちに疊の敷目に入れ置き出廷の際夕刻なりし機會に私に懐中したりし由なり

○**受刑者の逃走** 熊本監獄建築地拘禁竊盜懲役五年早井逸左久は十一月十五日午前十一時三十分頃建築地(本監を距る約一里飽託郡大江村なる平野中に在り未だ外柵の設立なし)内假便器洗場工事就業中逃走せるも同月十八日午後四時頃熊本警察署の手に捕縛せられたり

○**刑事被告人の逃走未遂** 新潟監獄高田分監在監物盜事件刑事被告人吉田政吉は十一月四日午後六時戒護看守が拘置監の拘禁者を就寝せしめたる後裏手なる勞役場に至り同所拘禁者を就寝せしむる隙に乘じて架て破り置ける天井板を徹し柵外に脱出して同監を出てたるも柵外に踰越する機を得ず勞役場裏手に設ける藁藪中に潜伏せるを發見し直ちに逮捕したる由脱監の方法を概観す

れは政吉は入監の際より逃走の念慮壯なるものにして入監當時鐵板を以て長さ二寸七分巾五分厚さ三分の箱様の物の内に鋭利なる鋸、鑿、小刀、捻廻しの四點を執れも捺止せしめて裝置し巧に之を包藏して房内に持込み戒護看守の隙を窺ひ居たりしが監房の天井は二間半の處に梁二本を渡し之に横板厚さ二寸巾七寸長さ九尺のものを一端に嵌込み一端を梁に五寸釘一本を打付け止めあるのみなるに乘じ嵌込みの處を距る約二尺五寸の個處を逃走の當日午後四時頃より切斷し置き就寝時看守が同監を立友り勞役場に至れるより其間に容易に房外に脱出し各房毎に一個宛備付けある飯蓋を外圍に立て掛けたるも其時既に捜索に着手したる爲め逃走の機を失したるものなり



叙任

監獄醫(鹿兒島) 有村 國真
 依願免本官
 札樵監獄俾太分監長ヲ命ス給六級俸同 (福島) 河地 幸作
 任看守長給十級俸豊多摩監獄勤務ヲ命ス 看守(豊多摩) 松田 正壽
 熊本監獄勤務ヲ命ス 司法技手兼看守長(福岡) 重松勲之助
 兼任司法技手福岡建築場勤務ヲ命ス看守長(同) 武藤 勝次
 叙勳八等授瑞寶章 同 (浦和) 中谷 一夫
 浦和監獄熊谷分監長ヲ命ス 同 (新潟) 新井田博次郎
 給七級俸依願免本官 同 (盛岡) 高木安次郎
 同 (浦和) 中島 直人

會報

○監獄協會々報

○贈與金
 十一月十一日及十二月三日附を以て本會々則第十二條第一項第三號及第五號に依り元監獄醫關長晉遺族同ムメ子外二十四名に對し參圓以上拾四圓迄の金額を贈與せり

○協會雜誌發行延期 同雜誌は毎月二十日發行定日の處十二月二十日活版所火災の爲め印刷着手中の同誌全部焼失せるに依り本月分に限り發行定日を同月二十七日と變更せり

○輔成會々報

其後の加盟保護會及支部増設
 府縣名 稱 所在地 保護區域
 廣島 吳保護會 吳市岩方町黒瀬 間 獄敷所内

○支出ノ請求ト仕拂ノ請求トノ區別
會計法第十八條ニハ支出ノ請求ト仕拂ノ請求トヲ區別セリ右支出ノ請求トハ債權者ヨリ仕拂命令官ニ對シテ仕拂命令ノ交付ヲ請求スルヲ謂ヒ仕拂ノ請求トハ債權者カ右仕拂命令ヲ金庫ニ提出シ現金ノ交付ヲ請求スルヲ謂フ(債權者カ現金前渡官吏ニ現金ノ仕拂ヲ請求スル場合モ亦仕拂ノ請求ト謂フ)故ニ債權者カ仕拂命令官ニ對シテ仕拂命令ノ交付ヲ請求シ仕拂命令ヲ受取リタルモ更ニ之ヲ金庫ニ提出シテ現金ノ受領ヲ爲スコトヲ怠リタリトセハ仕拂ノ請求ヲ爲ササルモノニシテ之ニ對シテモ亦時効ノ規定適用セラルルモノトス即チ同一ノ債務ニ付キ支出ノ請求ヲ怠リ尋イテ仕拂ノ請求ヲ怠リタルトキハ仕拂命令發行ノ場合ト仕拂命令ニ依リ現金ヲ受領スル場合トハ其權利名義異ナルヲ以テ二重ニ時効ノ規定ヲ適用シ得ルモノトス故ニ例ヘハ大正四年十二月物品ヲ官廳ニ賣リタル債權者ノ支出請求權ハ大正五年四月一日ヨリ時効ヲ起

算シ大正十年三月三十一日ノ終了ニ依リテ完成スヘキヲ以テ大正十年三月中ニ支出ノ請求ヲ爲セハ仕拂命令官ハ時効完成前ナルヲ以テ仕拂命令ノ發行ヲ爲スヘシ而シテ右債權者カ仕拂命令ヲ大正十年三月中ニ受取リタルトキハ仕拂請求權ハ大正十年四月一日ヨリ時効ヲ起算シ大正十五年三月三十一日ノ終了スルマテハ時効完成セサルモノトス故ニ同一ノ債務ニ對スル時効ト雖モ支出ノ請求ト仕拂ノ請求トカ二重ニ適用セラルル場合ニハ結局時効ハ十年ト爲ルコトニ歸着ス

○監房廊下用踏板調製費ト支出科目
監房廊下カ土間ニシテ敷板ノ設ケナキ爲メ在監者ノ作業ニ出テ又ハ作業ヨリ還ル都度履物ニ換ヘ長蕤ヲ敷キ監房ニ出入ノ都度其上ヲ通行セシメ來リタル處降雨ノ際等ハ濕潤甚シク汚穢腐朽シ易ク且ツ使用頻繁ナルカ爲メ保存久シキニ堪ヘサルヲ以テ右長蕤ヲ廢シ踏板ヲ調製シ監房出入ノ都度廊下ニ敷キ其上ヲ通行セシメントスル場合ニハ右踏板

調製ノ費用ハ在監人費ノ項雜費ノ目ヲ相當トス
○朱ノ油ト支出科目
朱肉煉直シ用朱ノ油代ノ支出科目ハ筆紙墨文具ノ目ヨリモ消耗品ノ目ヲ相當トス

○障子紙ノ支出科目
障子張換用ノ障子紙ノ代ハ修繕費ヨリ支出スルヲ相當トス

○鐵道便ニテ送付ヲ受ケタル物品ノ保管料處理方
鐵道便ニ依リ送付シ來リタル物品カ到達停車場ニ到達シタルトキハ鐵道ハ直ニ到達ノ通知ヲ爲シ之カ引渡ノ準備ヲ爲スヘキモノトス(鐵道運輸規程第九十七條第一項參照)而シテ物品ハ其到達ノ通知ヲ受ケタル後二十四時間内ニ引取ノ手續ヲ爲スヘキモノトス右期間内ニ引取ヲ爲ササルトキハ鐵道ハ保管料ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス(鐵道運輸規程第九十八條第一項第二項參照)故ニ官廳カ右物品到達ノ通知ヲ受ケタルトキハ二十四時間内ニ運滞ナク引取ノ手續ヲ爲シ得ヘキ様運送業者

又ハ人夫若クハ小使ニ命スルヲ相當トス(發送者ヨリノ通知又ハ其他ニ依リ物品到達前鐵道便送付ノ旨ヲ知り得タル場合ニ於テハ豫メ運送業者又ハ其他ノ者ニ引取方ヲ命シ置クモ差支ナシ)若シ此場合ニ於テ官廳ノ都合ニ依リ保管料ノ仕拂ヲ要スルニ至リタルトキハ已ムヲ得サルヲ以テ該引取ニ從事シタル者ニ對シ官廳ノ經費(右支出ヲ要スル費用ニ付テハ右物品ノ運搬料ノ仕拂ヲ爲サントスル場合ニ適用スヘキ科目ヨリ支出スルヲ相當トス)ヨリ之ヲ支出シ支出證憑書ニ該事由ヲ詳記シ證明スルノ外ナキモノトス

○代金引換郵便物ト官廳
郵便規則第四十九條第一項ニ依レハ代金引換郵便物ハ到着郵便官署ニ留置キ其ノ旨ヲ受取人ニ通知シ受取人ノ出頭ヲ待テ代金ト引換ニ之ヲ交付ス其ノ留置期間ハ十日間トスト在リ故ニ若シ官廳ノ購買物品ヲ代金引換郵便ヲ以テ納品シ來リタルトキハ官廳ト雖モ右規定ニ依ルヘク現行法令ノ下ニ於

テハ官廳ニ對シ特別ノ取扱ヲ爲スノ途ナキモノトス然ルニ當然郵便官署ニ於テハ仕拂命令ニテハ引換交付不能ナルノミナラス右代金ニ對シテハ領收證書ヲモ發シ得サルヲ以テ結局官廳ハ代金引換郵便ニ依リ物品ノ送付ヲ受クルモ之ヲ受領シ得サルモノトス

○分監ニ於ケル被釋放者ニ給スル歸住旅費ト領置金ヨリ爲ス繰替拂

仕拂命令官ヲ置カサル分監ニ於ケル監獄法第七十條ニ依ル歸住旅費ヲ作業賞與金ノ例ニ從ヒ領置金ヨリ繰替拂ヲ爲シ得ルヤト謂フニ右作業賞與金ハ恰モ舊監獄法ニ於ケル給與工錢(給與工錢ハ在監者ニ對シ毎月一旦歳出ヨリ支出シ本人ノ有ニ移シ領置金ト爲シタリ)ノ實質ヲ有スルヲ以テ從來僅ニ領置金同様ノ處理ヲ認ムルノ特例ヲ存シ監獄會計事務章程第七條ニ基キ繰替拂ヲ爲シ而シテ歳出ニ屬スル作業賞與金ハ他日仕拂命令官ヨリ償却ヲ受ケ領置金ニ補填シ居レリト雖モ歸住旅費ニ至

リテハ作業賞與金ノ如ク從來繰替拂ノ特例存セサルヲ以テ繰替拂ノ範圍ヲ歸住旅費ニマテ擴張スルコトヲ得サルモノトス

○歳入歳出外現金ニ對スル差押命令

歳入歳出外現金出納官吏ノ手元ニ於テ現ニ保管セル歳入歳出外現金ヲ差押ヘントスルトキニハ差押命令ハ其歳入歳出外現金出納官吏ニ向テ發セラルヘク反之既ニ其歳入歳出外現金ヲ本金庫又ハ支金庫ニ送付シ其歳入歳出外現金出納官吏ノ保管ヲ離レタルトキハ差押命令ハ當該本金庫又ハ支金庫ノ金庫出納役代理人ニ向テ發セラルヘキモノトス(明治二十六年勅令第二二六一號第一條第四項參照)而シテ其孰レノ場合タルトヲ問ハス歳入歳出外現金ニ對スル差押命令ハ典獄ニ向テ發セラルヘキモノニアラス

○金庫ニ向テ差押ヲ爲シタル有價證券ニ對スル保管證書下付方

監獄ニ於テ契約保證金トシテ提供セシメタル有價

證券(金庫ハ寄託中)ヲ提供者ノ債權者ヨリ金庫ニ向テ差押ヲ爲シ右有價證券ヲ執達吏ニ引渡スヘキ命令アリタルモ金庫ニ於テハ保管證書ト引換ニアラサレハ有價證券ヲ差押債權者ニ引渡サス然ルニ保管證書ハ監獄ニ於テ保管セルヲ以テ差押債權者ヨリ右事由ニ因リ保管證書ノ下付方ヲ監獄ニ請求シ來レル場合ニハ監獄ニ於テハ右事實明確ナリト認メタルトキハ其請求ニ應ジ保管證書ヲ差押債權者ニ引渡シ差支ナキモノトス

○專用鐵道ト旅費

專用鐵道(明治三十三年八月逕信省令第二十八號專用鐵道規則參照)カ實費トシテ一哩若干宛ノ賃金ヲ徵シ旅客ノ便乗ヲ許容セル場合ニ之ニ依リ旅行スル者ニハ鐵道賃ヲ支給スヘキヤ或ハ車馬賃ヲ支給スヘキヤト謂フニ右ハ鐵道賃ヲ支給スヘキニアラス車馬賃ヲ支給スヘキモノトス蓋シ内國旅費規則ニ所謂鐵道トハ鐵道國有法、私設鐵道法又ハ輕便鐵道ニ依ルモノニシテ且ツ之ニ依リ營業スル

モノヲ指稱ス然ルニ專用鐵道ハ私設鐵道法第九十一條ニ基キ一個人又ハ會社ニ於テ個人ノ專用ニ供スル爲メ敷設シタル私設鐵道ナルモ一般運送ノ用ニ供シ以テ其營業ヲ爲スモノニアラサルヲ以テ内國旅費規則ニ所謂鐵道ニアラス故ニ假ニ實費トシテ一哩若干宛ノ賃金ヲ徵シ旅客ノ便乗ヲ許容セル場合ニ之ニ依リ旅行スル者アリトスルモ鐵道賃ヲ支給スヘキニアラスシテ車馬賃ヲ支給スヘキモノトス

○看守療治料ノ支給方

巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令第一條ニ依リ治療中ノ看守未タ全癒ニ至ラス引續キ治療ヲ要スヘキモノナルモ一先經過日數ニ對スル療治料ヲ支給スルハ妨ケナキモノトス而シテ右看守療治料ノ支出科目ハ諸支出金ノ項看守給助ノ目ナリトス

○軍人恩給ヲ受ケタル者文官恩給ヲ受ケタル後任官シタル場合ト俸給控除方

軍人恩給ヲ受ケタル者文官ニ任セラレ退官シタル

爲メ文官恩給ヲ受クヘキモノト爲リタルトキハ曩ノ軍人恩給ヲ受クルノ權利ハ消滅ニ歸スルモノトス故ニ其後更ニ文官ニ任セララルコトアルモ明治三十三年勅令第三百二十二號ヲ適用スヘキモノニアラス即チ文官俸給額ヨリ控除スルノ問題ヲ生セサルモノトス

○二十歳未満ノ在官年數ト退官賜金及恩給計算方年齡二十歳未満ノ在官年數ハ退官賜金ノ年數ニハ通算スヘキモ恩給年數ニハ通算セサルモノトス



○獨逸法曹の戦死者數

最近發行の獨逸法律新聞の報する所に依れば本年八月二十六日の調査にて獨逸法曹員の戦死したる者は其數千九百六十四人にして之を内譯にすれば大學教授十人、高級司法官並に判事四百十四人、下級判事千百七十六人、辯護士三百六十五人なり。

勝友叢書 第一編 迷の跡

全一冊 菊版二百二十二頁 實費郵送料共金參拾錢

本書は在監人看讀用として出版せる勝友叢書第二編にして歐洲諸國に於て刊行せらるゝ囚人の告白又は懺悔録に倣ひ我國在監中四十餘名の實歴に基き犯罪の徑路を叙し併せて處世の教訓を揭示したるものなれば一般世人にも有益なる冊子なり
大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百九十八頁 挿圖百九十五個 實費郵稅共金三十拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ従事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

發行所

監獄協會

氏名	加入者	番號	口座	會費ヲ振替貯金へ拂込マル、 場合ノ注意
			東京貳五〇五九番	

監獄協會

大正四年十二月二十七日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京府豐多摩郡大久保町大字
西大久保三百七拾番地
松隈房吉
編輯人 東京市四谷區愛住町二番地
印刷人 碓村政富
印刷所 東京市麴町區下六番町十七番地
同 勞舍
發行所 東京市麹町區四日比谷町壹番地
電話新橋參六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院

大正四年十二月二十七日發行